



日本中央競馬会  
特別振興資金助成事業

令和4年度飼養衛生管理徹底等による養豚産業基盤強化事業

---

# 飼養衛生管理基準に関する調査

---

全国調査集計結果

令和5年3月  
一般社団法人日本養豚協会(JPPA)



## はじめに

平成30年9月に国内で26年ぶりに豚熱が発生し、野生イノシシに感染拡大するとともに、農場での発生が続  
き、終息するめどは立っておりません。今後どうなるのか、どうすべきか。

日本養豚協会では令和2～4年度の3年間、JRA畜産振興助成事業で「飼養衛生管理徹底等による養  
豚産業基盤強化事業」を実施しており、この間、「飼養衛生管理基準（農林水産省）」の見直し、ワクチン接  
種推奨地域の拡大、事業採択のクロスコンプライアンスの実施などがありました。

本調査は、飼養衛生管理基準の改正に伴い、その理解を深めるとともに普及定着を目指し実施してしま  
した。第1回目は令和3年3月で、基準の遵守のチェック、課題が明らかになりました。その後、令和3年9月に  
基準が再度改正されたことを踏まえ第2回目の調査を行い、ワクチン接種や野生動物に関する調査も併せて行  
いました。

そして最終調査となる第3回目は令和4年12月に実施しました。実施に当たっては、全国養豚生産者、都道  
県にある養豚生産者組織や日本養豚協会会員に調査票3,000余部の配布とWEBを活用し、飼料資材高  
騰でご多忙の期間にもかかわらず557の回答を得ました。

その結果、アンケート調査を開始してから比較すると飼養衛生管理基準への取り組みが進んでいくことが明らか  
となりました。あわせて、豚熱感染による全頭殺処分やワクチン接種についてアンケート調査し、フリー回答で現場  
の切実なご意見もいただきました。

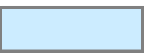


この調査結果を活かし、さらなる飼養衛生管理基準の徹底、養豚業界全体での課題の共有・取り組みなどが  
進めば幸いです。本会としても、飼養衛生管理基準への対応強化について、サポートできる取り組みを進めて  
参ります。

最後になりましたが、この報告書を作成するに当たり、調査に回答いただきました養豚経営者の方々、また、調  
査の御指導、調査票の回収及び記入内容のチェック等に御尽力いただきました方々に深謝申し上げます。

令和5年3月  
一般社団法人日本養豚協会(JPPA)

この調査は、JRA畜産振興事業「飼養衛生管理徹底等による養豚産業基盤強化事業」により実施しました。

# 目次

■ はじめに	P.1
■ 調査結果の概要	P.3
■ 経営体の情報・農場規模の情報	P.7
■ 1.飼養衛生管理基準の取り組みに関して	P.11
I 家畜防疫（防疫ルールの作成）について	P.12
II 衛生管理区域への病原体の侵入防止（衛生管理区域内に持ち込ませない）について	P.16
III 衛生管理区域の衛生状態の確保（畜舎内で拡げない）について	P.20
IV 衛生管理区域からの病原体の散逸予防（退出時に外に出さない）について	P.24
■ 2.感染拡大防止から豚熱撲滅に向けて	P.29
■ 3.豚熱ワクチンに関して	P.35
■ 4.飼養衛生基準に関する調査に関して	P.45
■ 数表上の表記について	
 全体より5%以上高いスコアにマーキング	
 全体より5%以上低いスコアにマーキング	
 N数が10未満のため参考値	

注：集計結果は小数点1位で四捨五入して算出しているため、合計値が必ずしも100%にはならない

---

## 調査結果の概要

---

## 調査結果の概要-1

飼養衛生管理基準に関するアンケート調査の結果（概要）について(第3回：令和4年度)  
 （飼養衛生管理徹底等による養豚産業基盤強化事業）

以前拡大を続ける豚熱の中、今一度「飼養衛生基準」を遵守出来ているかチェックを行うと伴に今回で最後の調査の総括を行った。  
 更なる徹底をするために①飼養衛生管理基準の取り組みに関して、②感染拡大防止から豚熱撲滅に向けて  
 ③豚熱ワクチンに関して、の項目で調査を実施。最後の総括として、④飼養衛生基準に関する調査に関して、意見を聞いた。  
 （調査票配付生産者2783、有効回答557）

### 1. 調査時期

第3回目 令和4年12月5日～31日

（第1回目 令和3年3月、とりまとめ6月/第2回目 令和4年1月、とりまとめ3月）

### 2. 調査内容

①飼養衛生管理基準の取り組みに関して

[Ⅰ 家畜防疫（防疫ルールの作成）について]

[Ⅱ 衛生管理区域への病原体の侵入防止（衛生管理区域内に持ち込ませない）について]

[Ⅲ 衛生管理区域の衛生状態の確保（畜舎内で扱げない）について]

[Ⅳ 衛生管理区域からの病原体の散逸予防（退出時に外に出さない）について]

②感染拡大防止から豚熱撲滅に向けて

③豚熱ワクチンに関して

④飼養衛生基準に関する調査に関して

### 3. 調査結果（概要）

回答集計 557戸（項目により回答数が異なる。あくまでも自己判断による回答）

所在地	割合
北海道	7.0
東北	20.0
関東	28.5
北陸	4.3
東海	9.6
近畿	1.6
中国・四国	7.2
九州	19.7
沖縄	2.0
N=554	(%)

経営形態	割合
個人経営（家族労働主体）	29.5
法人経営（農事組合法人・有限会社・株式会社）	64.0
上記以外の法人経営	0.7
農業協同組合法人（農協等）の直営養豚場	0.7
その他（都道府県、公益法人、学校法人等上記以外）	5.1
N=553	(%)

年間出荷頭数	割合
2千頭未満	32.7
2千～2万頭未満	53.7
2万頭以上	13.6
N=464	(%)

ワクチン接種推奨地域	割合
接種推奨地域	73.3
非接種地域	26.7
N=554	(%)

回答方式	割合
ネット	22.4
紙	77.6
N=557	(%)

### 4. 「飼養衛生管理基準の取り組みに関して」回答方法

各項目とも4択。あくまでも自己判定・評定の結果。

[取り組んでいる、取り組んでいるが支障や課題がある、取組前（準備中）、取り組んでいない（取り組めない含む）]

#### □ 調査結果

#### 1. 飼養衛生管理基準の取り組みに関して

第2回と比較すると全体の取り組みも進んでいるが、取り組めてない項目（10%以上）も増加している。

「取組前（準備中）・取り組んでいない」の合計値の割合が10%超の項目

NO	項目	取組前（準備中）	取り組んでいない
1	家畜所有者（農場主）以外に管理者（場長等）がある場合の、飼養衛生管理者の選任	4.8	15.4
3	自農場の飼養衛生管理マニュアルの作成	11.6	3.9
4	衛生管理記録の作成・保管	9.4	4.4
5	大規模所有者が講ずる措置	8.0	26.8
7	大臣指定地域が指定された場合の取り組み内容の習熟	11.2	11.5
9	放牧制限の準備	0.0	10.0
11	衛生管理区域内での、犬猫等の愛玩動物飼養禁止に伴う対策（番犬や地域猫も含む）	5.5	5.5
18	他の畜産関係施設等で使用した物品を衛生管理区域に持ち込む際のルールの作成	5.6	4.6
19	海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際のルールの作成	4.5	9.7
21	食品循環資源を原料としている場合、飼料用として適切に加熱等の処理している	1.4	42.0
22	安全な資材（野菜・穀物等収穫した飼料原料）の利用	1.9	26.2
26	畜舎ごとの専用衣服及び靴の設置とその使用	5.7	7.4
37	衛生管理区域から搬出する物品の消毒等	5.6	7.7

(%)

## 調査結果の概要-2

全40項目中90%を超えて取り組んでいる項目は28項目と全体の7割が90%を超えている。  
40項目中、昨年より取り組みが下がっているのは、「Ⅱ.衛生管理区域への病原体の侵入防止」で4項目、  
「Ⅳ.衛生管理区域からの病原体の散逸予防」で2項目の計6項目あった。

### 【Ⅰ 家畜防疫（防疫ルールの作成）について】

ここ3年間で比較して全項目で取り組みが上昇しており、12項目中6項目で90%以上と取り組みが年々推進されている。  
昨年と比較して取り組みが進んだのは、「③自農場の飼養衛生管理マニュアルの作成」で+6.1%の84.5%。  
「⑦大臣指定地域が指定された場合の取り組み内容の習熟」は+5.5%で77.3%、「④衛生管理記録の作成・保管」+5.3%で86.2%、  
いずれも90%には届いていないが、年々取り組みが着実に進んでいる。  
ワクチン接種推奨地域と非接種地域での差が目立つのは、「⑦大臣指定地域が指定された場合の取り組み内容の習熟」で、  
推奨地域で80.4%に対して非接種地域では68.5%と推奨地域が11.9%高くなっている。  
地域別では各項目ともに「近畿」「沖縄」での取り組みが低い傾向。特に「沖縄」では回答農場数が少ないものの8項目で  
全体より5%以上低くなっている。  
経営形態や農場規模別では、個人経営と法人経営との差、飼育頭数別での差が大きく見られる傾向。  
→詳細は12～15ページを参照

### 【Ⅱ 衛生管理区域への病原体の侵入防止（衛生管理区域内に持ち込ませない）について】

12項目中8項目で90%を超える取り組みになっているが、昨年と比較すると4項目で微少なが低くなっている。  
特に目立つのは「②安全な資材（野菜・穀物等収穫した飼料原料）の利用」で昨年より-5.7%で71.8%へ低下している。  
また「④食品循環資源を原料としている場合、飼料用として適切に加熱等の処理している」では56.6%と40項目中唯一の50%台で、  
取り組みとしては低くなっている。  
接種推奨地域と非接種地域で大きく差がみられるのは、「③衛生管理区域への野生動物の侵入防止」で推奨地域97.7%、  
非接種地域90.4%と推奨地域で7.3%高くなっている。  
地域別では各項目ともに「沖縄」での取り組みが低い傾向、12項目中7項目で全体よりも5%以上低くなっている。  
飼育形態別では、「ウインドレス型豚舎」で4項目で100%と積極的な取り組みがみられる。  
→詳細は16～19ページを参照

### 【Ⅲ 衛生管理区域の衛生状態の確保（畜舎内で拡げない）について】

衛生管理区域の衛生状態の確保についての取り組みは3年連続アップしている。10項目中9項目で90%以上となっている。  
唯一90%を割るのは「⑥畜舎ごとの専用衣服及び靴の設置とその使用」で86.9%。90%には届かないがここ3年で増加傾向にある。  
「接種推奨地域」と「非接種地域」では大きく差がみられない。  
地域別では「近畿」「沖縄」での取り組みが低い傾向で、両地域ともに10項目中6項目で全国平均を5%以上下回っている。  
→詳細は20～23ページを参照

### 【Ⅳ 衛生管理区域からの病原体の散逸予防（退出時に外に出さない）について】

衛生管理区域からの病原体の散逸予防についての取り組みは6項目中4項目で3年連続でアップしているが、  
微少ではあるが「⑨特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止等への理解」で99.1%と昨年の99.7%から  
0.6%の低下、また「⑩特定症状以外の異常が確認された場合の出荷及び移動の停止等への理解」で98.7%と昨年の99.7%より  
1%下がっている。  
取り組みが進んでいるのは唯一90%を下回る「⑧衛生管理区域から搬出する物品の消毒等」で86.7%と昨年より4.6%の上昇、  
ここ3年では9.3%上がっている。  
地域別では「近畿」での取り組みが低い傾向で、6項目中3項目で全体よりも5%以上下回っている。  
→詳細は24～27ページを参照

## 調査結果の概要-3

### 2.感染拡大防止から豚熱撲滅に向けて

豚熱発生以降の取り組みで業務・経費等で大変と感じる点については「野生動物対策」と「ワクチン接種」で負担を感じている。豚熱の感染防止対策は「全て実施している」との回答が72.5%と7割を超えている。一方で「まだ実施すべきことがある」も27.5%いる。ワクチン接種推奨地域では「全て実施している」73.3%と非推奨地域の70.2%より高くなっている。ビジョン「豚熱撲滅へのロード」の必要性は、全体で「作成すべき」33.1%と3割強。「わからない」が59.8%と必要性がわからないという意見が6割を占める。豚熱の感染防止のための全頭殺処分に関して、全体で「全頭殺処分はやむを得ない」30.8%、「全頭殺処分を見直す」64.9%と全頭殺処分を見直すべきという意見が多い。豚熱発生農場で「全頭殺処分しない」場合の条件は周囲の理解とPCR検査が条件として挙げられた。→詳細は30～33ページを参照

### 3.豚熱ワクチンに関して

「豚熱ワクチンの開発」：「必要」64.2%、「不要」5.1%、「わからない・特に意見はない」30.7%と6割が必要と回答。「マーカーワクチン」：「必要」45.9%、「不要」7.1%、「わからない・特に意見はない」47.0%。半数近くがわからない・意見なしと回答。「ワクチン接種に関する調査」：「必要」59.7%、「不要」6.7%、「わからない・特に意見はない」33.5%、約6割が必要と回答。ワクチン開発費用を一部生産者から拠出することの賛否では、「賛成」32.9%、「反対」67.1%、反対の意見が圧倒的に多い。豚熱ワクチン接種推奨地域が区分されたことによる現在の種豚等流通状況では、「特に問題はない」79.4%で8割近くが問題なし。問題ありの対応状況では、「導入種豚を変更した」50.0%、「導入されるまで耐えた」29.2%が上位。

#### 【接種推奨地域】

1頭当たりの豚熱ワクチン接種回数では、「1回」87.6%、「2回」10.5%、「それ以上」1.9%と圧倒的に1回が多い。豚熱ワクチンを主に接種する人は、「認定獣医師（社員以外）」50.5%、「家畜防疫員（家保職員）」38.9%、「認定獣医師（社員）」10.6%、「社員以外の認定獣医師」での接種が5割強。知事認定獣医師制度の実施有無は、「実施している」45.7%、「実施する予定」3.6%で予定まで入れると49.3%と半数程度が実施。「実施していない」27.9%、「実施しているかわからない」も22.8%と高く、実施の周知は徹底していないようだ。自農場へのワクチン接種者の訪問間隔は、現在の2週に1回ではなく週1回の接種が望まれている。獣医師以外の農場従事者が、講習や登録などの条件付きで豚熱ワクチン接種者の対象になった場合の意見は【選択する】：現状の体制に不満の声、接種者の間口を広げてより効率の良い接種を望む声が多数。【選択しない】：農場内での管理が難しい、ワクチンの管理のハードルが高くて難しい、農場の負担になるなどの意見。子豚へのワクチン接種の日齢は、トップが「40～50日齢」13.9%、次いで「30～40日例」9.9%の順。差引日数では「10～14日間隔」42.1%と一番多く、次いで「5～9日間隔」22.5%、「15～19日間隔」12.6%。平均間隔は13.9日。1頭当たりの都道府県・市区町村からの補助金額は、都道府県からの補助金額：平均86円、市区町村からの補助金額：平均67円。現状の実質1頭当たりのワクチン接種費用は平均202円。ワクチンの抗体検査実施状況は88.1%と9割近くが実施。検査結果は「良い」が78.5%、「不安」17.7%、「悪い」3.8%。豚熱ワクチン非接種地域において、ワクチン接種について近い意見としては、「豚熱ワクチン接種を実施すべき」55.1%、「豚熱ワクチン接種を実施する必要はない」22.1%。接種推奨地域と非接種地域では大きく意見が分かれ非接種地域では接種には消極的。→詳細は36～44ページを参照

### 4.飼養衛生基準に関する調査に関して

本調査実施に関しての評価は、「良い計」は51.8%と半数以上が評価している。特にワクチン接種推奨地域では52.7%と高い。良かった点は「飼養衛生基準に対する理解が深まった」46.5%、「ご自身の農場の飼養衛生基準の実行度合いが把握出来た」43.3%。本調査によって飼養衛生基準への理解・把握が高まっている。今後の実施意向は「実施した方が良い計」49.5%と約半数。ワクチン接種推奨地域では50.2%とやや高くなっている。「実施する必要はない計」も11.9%と1割強いる。「本調査の結果を国に上げて行政に反映して欲しい」、「家畜保健衛生所と内容を共有して欲しい」など、調査結果の活用方法に関する意見や、「本調査の結果がどの様に生産者に活用されているかなどを明確化して欲しい」という意見が聞かれた。→詳細は46～47ページを参照



---

## 経営体の情報・農場規模の情報

---

農場の所在地（都道府県）

図1 農場の所在エリア：全体（全国）数表

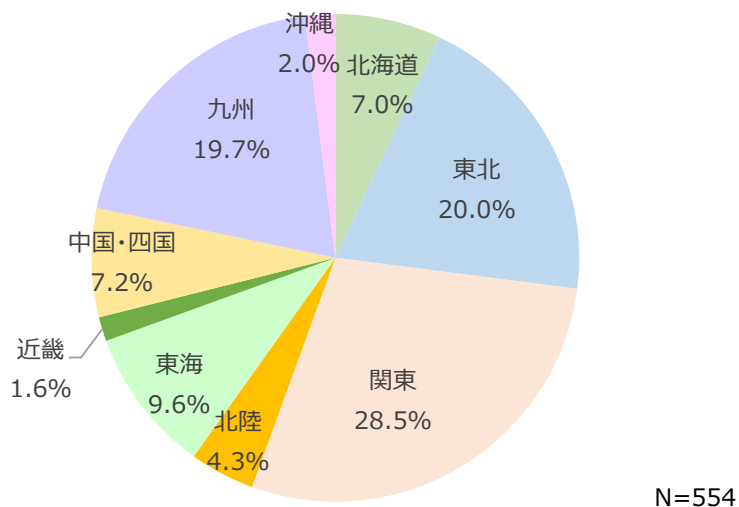


表1 農場の所在地：全体（全国）数表

北海道	39	7.0
青森県	16	2.9
岩手県	28	5.1
宮城県	32	5.8
秋田県	10	1.8
山形県	15	2.7
福島県	10	1.8
茨城県	35	6.3
栃木県	20	3.6
群馬県	29	5.2
埼玉県	13	2.3
千葉県	36	6.5
東京都	0	0.0
神奈川県	11	2.0

(農場数) (%)

新潟県	17	3.1
富山県	4	0.7
石川県	3	0.5
福井県	0	0.0
山梨県	2	0.4
長野県	12	2.2
岐阜県	10	1.8
静岡県	12	2.2
愛知県	16	2.9
三重県	15	2.7
滋賀県	1	0.2
京都府	0	0.0
大阪府	0	0.0
兵庫県	5	0.9
奈良県	3	0.5
和歌山県	0	0.0

(農場数) (%)

鳥取県	6	1.1
島根県	1	0.2
岡山県	3	0.5
広島県	3	0.5
山口県	2	0.4
徳島県	4	0.7
香川県	12	2.2
愛媛県	8	1.4
高知県	1	0.2
福岡県	5	0.9
佐賀県	5	0.9
長崎県	7	1.3
熊本県	25	4.5
大分県	13	2.3
宮崎県	46	8.3
鹿児島県	8	1.4
沖縄県	11	2.0

(農場数) (%)

...豚熱ワクチン非接種地域

## 経営形態

表2 経営形態：全体（全国）数表

個人経営（家族労働主体）	29.5
法人経営（農事組合法人・有限会社・株式会社）	64.0
上記以外の法人経営	0.7
農業協同組合法人（農協等）の直営養豚場	0.7
その他（都道府県、公益法人、学校法人等上記以外）	5.1
N=553	(%)

表3 経営タイプ：全体（全国）数表

肉豚生産経営（一貫生産）	81.3
肉豚生産経営（肥育生産）	10.7
繁殖経営（子豚販売）	3.1
種豚場	4.9
N=550	(%)

## 飼育頭数及び年間出荷頭数

表4 一貫生産（母豚数）：全体（全国）数表

20頭未満	8.1
20～49頭	8.5
50～99頭	13.1
100～199頭	19.1
200～499頭	27.0
500～999頭	11.6
1000頭以上	12.7
N=482	(%)

表5 肥育生産（肥育豚数）：全体（全国）数表

20頭未満	4.3
20～49頭	3.2
50～99頭	3.2
100～199頭	3.8
200～499頭	10.2
500～999頭	15.8
1000頭以上	59.5
N=373	(%)

表6 年間出荷頭数：全体（全国）数表

400頭未満	8.8
400～999頭	8.0
1000～1999頭	15.9
2000～3999頭	16.8
4000～9999頭	22.2
10000～19999頭	14.7
20000頭以上	13.6
N=464	(%)

## 飼育形態と使用飼料

表7 飼育形態：全体（全国）数表

ウインドレス型豚舎	36.3
セミウインドレス型豚舎	22.5
開放型豚舎	75.1
放牧	1.8
その他の形態	2.7
N=546	(%)

表8 使用している飼料：全体（全国）数表

配合飼料	94.2
自家配合飼料	8.0
エコフィード利用（加熱処理が不要な原料）	11.8
エコフィード利用（加熱処理が必要な原料）	4.7
その他	1.5
N=550	(%)



---

## 1.飼育衛生管理基準の取り組みに関して

---

I.家畜防疫（防疫ルールの作成）

図2 家畜防疫の取り組み：全体（全国）グラフ

全体（全国）		N=	取り組んでいる	取り組んでいるが、 支障や課題がある	取組前 (準備中)	取り組んで いない (取り組めない含む)	取り組んでいる計 時系列比較		
							今年 令和4年	前回 令和3年	前々回 令和2年
人	① 家畜所有者（農場主）以外に管理者（場長等）がある場合の、飼養衛生管理者の選任	495	72.5	7.3	4.8	15.4	79.8	77.9	73.3
	②農場の平面図を作成し、家保の検査及び指導を受けている	543	92.1	3.5	2.0	2.4	95.6	93.5	90.7
	③自農場の飼養衛生管理マニュアルの作成	541	74.1	10.4	11.6	3.9	84.5	78.4	71.0
	④衛生管理記録の作成・保管	542	72.9	13.3	9.4	4.4	86.2	80.9	75.6
	⑤大規模所有者が講ずる措置※1	336	57.4	7.7	8.0	26.8	65.1	63.3	
	⑥管理獣医師又は診療施設を定めている	537	88.5	4.1	1.7	5.8	92.6	91.6	91.3
	⑦大臣指定地域が指定された場合の取り組み内容の習熟	409	63.6	13.7	11.2	11.5	77.3	71.8	66.8
飼育環境	⑧衛生管理区域の設定	537	90.1	7.4	1.3	1.1	97.5	96.9	96.2
	⑨放牧制限の準備※1	10	80.0	10.0	0.0	10.0	90.0	88.9	70.0
	⑩埋却等に備えた措置	531	81.9	10.4	4.0	3.8	92.3	91.1	
	⑪衛生管理区域内での、犬猫等の愛玩動物飼養禁止に伴う対策（番犬や地域猫も含む）	541	64.5	24.4	5.5	5.5	88.9	86.6	86.0
家畜	⑫密飼いの防止	540	81.9	16.5	1.1	0.6	98.4	97.4	97.1

(農場数)

(%)

(%)

※1：放牧をしている農場に限る

取り組んでいる計90%以上にマーキング

図3 家畜防疫の取り組み：接種推奨地域・非接種地域比較グラフ

上段：接種推奨地域 下段：非接種地域		地 推 域 奨	N=	取り組んでいる	取り組んでいるが、 支障や課題がある	取組前 (準備中)	取り組んで いない (取り組めない含む)	取り組んでいる計 時系列比較		
								今年 令和4年	前回 令和3年	前々回 令和2年
人	①家畜所有者（農場主） 以外に管理者（場長等） がある場合の、飼養衛生管 理者の選任	推奨	361	74.0	6.1	5.0	15.0	80.1	77.3	72.8
		非	131	67.9	10.7	4.6	16.8	78.6	79.0	74.0
	②農場の平面図を作成し、 家保の検査及び指導を 受けている	推奨	396	93.4	3.5	1.0	2.0	96.9	95.0	93.9
		非	144	88.2	3.5	4.9	3.5	91.7	89.9	86.5
	③自農場の飼養衛生管理マニ ュアルの作成	推奨	395	73.9	10.6	11.9	3.5	84.5	79.8	71.9
		非	143	74.8	9.1	11.2	4.9	83.9	75.5	69.8
	④衛生管理記録の作成・保 管	推奨	393	73.5	12.7	9.9	3.8	86.2	81.4	74.4
		非	146	70.5	15.1	8.2	6.2	85.6	79.7	77.0
	⑤大規模所有者が講ずる措 置	推奨	240	58.3	7.1	7.1	27.5	65.4	63.9	
		非	95	54.7	9.5	10.5	25.3	64.2	61.9	
	⑥管理獣医師又は診療施設 を定めている	推奨	390	87.2	4.4	1.5	6.9	91.6	90.4	90.8
		非	145	91.7	3.4	2.1	2.8	95.1	94.1	92.1
	⑦大臣指定地域が指定され た場合の取り組み内容の習 熟	推奨	300	66.7	13.7	10.3	9.3	80.4	75.0	69.4
		非	108	54.6	13.9	13.9	17.6	68.5	64.1	63.3
飼 育 環 境	⑧衛生管理区域の設定	推奨	394	90.1	7.1	1.5	1.3	97.2	97.1	96.7
		非	141	90.1	8.5	0.7	0.7	98.6	96.6	95.7
	⑨放牧制限の準備 ※1	推奨	8	75.0	12.5	0.0	12.5	87.5	80.0	50.0
		非	2	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0	83.4
	⑩埋却等に備えた措置	推奨	386	79.3	11.4	4.9	4.4	90.7	90.0	
		非	142	88.7	7.7	1.4	2.1	96.4	93.6	
⑪衛生管理区域内での、犬 猫等の愛玩動物飼養禁止に 伴う対策（番犬や地域猫も 含む）	推奨	394	63.2	24.6	6.9	5.3	87.8	85.2	85.4	
	非	144	68.1	23.6	2.1	6.3	91.7	89.9	86.9	
家 畜	⑫密飼いの防止	推奨	393	81.9	16.5	0.8	0.8	98.4	97.6	96.8
		非	144	81.3	16.7	2.1	0.0	98.0	97.1	97.7

(農場数)

(%)

(%)

※1：放牧をしている農場に限る

取り組んでいる計90%以上にマーキング

図4 家畜防疫の取り組み：「取り組んでいる計」各属性比較数表

	人							飼育環境				家畜	
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	
	家畜所有者（農場主）以外に管理者（場長等）がある場合の、飼養衛生管理者の選任	農場の平面図を作成し、家保の検査及び指導を受けている	自農場の飼養衛生管理マニュアルの作成	衛生管理記録の作成・保管	大規模所有者が講ずる措置	管理獣医師又は診療施設を定めている	大臣指定地域が指定された場合の取り組み内容の習熟	衛生管理区域の設定	放牧制限の準備※1	埋却等に備えた措置	衛生管理区域内での、犬猫等の愛玩動物飼養禁止に伴う対策（番犬や地域猫も含む）	密飼いの防止	
N=(農場数)	495	543	541	542	336	537	409	537	10	531	541	540	
全体	79.8	95.6	84.5	86.2	65.1	92.6	77.3	97.5	90.0	92.3	88.9	98.4	
地域別	北海道	86.1	94.7	89.5	94.8	75.0	94.6	78.1	100.0	100.0	97.3	89.5	97.4
	東北	80.4	97.2	84.4	88.0	77.6	95.4	83.9	98.1	100.0	91.7	92.7	98.2
	関東	79.2	98.7	83.0	81.7	56.3	88.9	80.2	96.1	80.0	92.0	82.4	98.7
	北陸	85.0	100.0	81.8	100.0	57.2	95.5	68.8	100.0	100.0	100.0	95.4	100.0
	東海	73.9	96.1	90.2	90.2	63.0	92.0	76.3	98.0	0.0	95.8	90.2	98.0
	近畿	62.5	88.9	88.9	77.7	33.3	87.5	80.0	88.9	0.0	88.9	77.7	88.9
	中国・四国	94.3	100.0	90.0	94.8	70.8	94.8	81.8	100.0	100.0	82.0	92.3	100.0
	九州	75.8	90.6	81.9	82.4	59.7	95.4	64.5	98.1	100.0	96.2	92.4	98.1
沖縄	72.7	63.6	63.7	63.7	66.7	72.7	80.0	90.9	0.0	50.0	81.8	100.0	
経営形態	個人経営	55.4	93.5	73.1	72.1	27.8	84.1	66.6	93.5	100.0	89.2	79.8	96.8
	法人経営	87.4	96.3	89.1	91.7	74.7	96.2	80.6	99.2	100.0	93.3	91.9	98.9
	その他	97.1	97.1	91.4	94.2	42.9	91.5	75.9	100.0	66.7	94.1	97.1	100.0
経営タイプ	肉豚生産経営（一貫生産）	77.6	95.2	84.3	85.7	65.4	92.8	75.6	97.9	83.4	91.8	87.8	98.2
	肉豚生産経営（肥育生産）	85.2	96.5	80.7	85.7	55.6	87.0	77.8	96.4	100.0	94.7	92.7	98.3
	繁殖経営（子豚販売）	80.0	93.8	87.5	76.5	87.5	100.0	100.0	87.5	100.0	88.2	88.3	100.0
	種豚場	96.3	100.0	92.6	100.0	68.4	92.6	86.9	100.0	0.0	96.2	96.3	100.0
飼育形態	ウインドレス型豚舎	89.6	96.0	91.9	93.4	79.7	96.4	82.6	100.0	50.0	95.4	92.3	99.5
	セミウインドレス型豚舎	91.4	98.4	88.6	90.9	80.4	97.5	85.7	100.0	0.0	95.9	91.7	100.0
	開放型豚舎	75.0	95.8	83.9	83.6	60.2	92.0	75.7	97.0	100.0	91.4	87.1	98.3
	放牧※1	90.0	100.0	80.0	90.0	33.3	80.0	70.0	100.0	90.0	100.0	100.0	100.0
	その他の形態	66.7	100.0	64.3	92.8	70.0	78.5	75.0	92.8	0.0	78.6	78.6	92.8
子取り雌豚頭数別	20頭未満	88.3	94.8	83.3	86.5	28.5	86.5	63.4	91.9	75.0	88.9	83.8	97.3
	20～49頭	53.4	92.5	84.7	85.0	38.5	84.2	65.3	100.0	100.0	89.2	87.5	100.0
	50～99頭	61.6	98.4	78.7	79.0	19.4	90.4	68.3	95.1	100.0	93.4	77.5	96.9
	100～199頭	67.9	94.6	82.6	82.4	34.2	90.0	78.4	97.8	0.0	88.9	85.9	98.9
	200～499頭	84.4	95.4	81.4	86.0	73.0	96.9	73.0	97.7	100.0	91.3	89.9	98.4
	500～999頭	91.1	96.4	92.9	96.4	92.3	98.2	86.5	100.0	0.0	98.2	96.4	96.4
	1000頭以上	96.7	95.0	95.1	93.4	87.9	98.3	90.9	100.0	0.0	93.3	95.0	100.0
出荷頭数別	400頭未満	83.4	92.5	79.5	82.5	33.3	79.5	70.0	89.8	83.3	86.9	87.2	97.5
	400～999頭	53.3	89.2	82.9	81.1	41.6	83.4	73.9	97.2	0.0	94.3	86.5	97.3
	1000～1999頭	59.7	95.8	82.2	82.2	22.5	89.0	60.9	97.2	100.0	90.4	80.8	97.2
	2000～3999頭	70.2	97.4	84.4	83.8	40.0	93.4	76.9	97.4	0.0	90.7	84.2	98.7
	4000～9999頭	82.8	95.1	81.6	86.4	75.0	97.0	76.3	98.0	100.0	92.2	91.1	100.0
	10000～19999頭	91.2	95.6	85.3	89.7	88.3	95.5	89.0	100.0	100.0	97.0	97.0	98.5
	20000頭以上	96.9	95.3	95.2	93.6	88.3	100.0	89.5	100.0	0.0	93.5	93.5	100.0
チンク	接種推奨地域	80.1	96.9	84.5	86.2	65.4	91.6	80.4	97.2	87.5	90.7	87.8	98.4
	非接種地域	78.6	91.7	83.9	85.6	64.2	95.1	68.5	98.6	100.0	96.4	91.7	98.0

注) 取り組んでいる計＝「取り組んでいる」＋「取り組んでいるが、支障や課題がある」の合計値

(%)

※1：放牧をしている農場に限る



## I.家畜防疫（防疫ルールの作成）のまとめ

### 図2：家畜防疫についての取り組みは3年連続して全項目アップ

昨年、一昨年と比較して全項目で「取り組んでいる」がアップしていて、各農家さんの努力が伺える。

12項目中、昨年は90%を超えたのは5項目だったが、今年は「②農場の平面図を作成し、家保の検査及び指導を受けている」

「⑥管理獣医師又は診療施設を定めている」、「⑧衛生管理区域の設定」、「⑨放牧制限の準備」

「⑩埋却等に備えた措置」、「⑫密飼いの防止」の6項目が90%を超えている。

### 図2：昨年と比較して取り組みが進んでいるのは「③自農場の飼養衛生管理マニュアルの作成」「④衛生管理記録の作成・保管」「⑦大臣指定地域が指定された場合の取り組み内容の習熟」の3項目

昨年と比較して取り組みが進んだ項目は「③自農場の飼養衛生管理マニュアルの作成」で+6.1%で84.5%に、

「⑦大臣指定地域が指定された場合の取り組み内容の習熟」で+5.5%で77.3%、「④衛生管理記録の作成・保管」で+5.3%で86.2%

いずれも90%には達していないが取り組みが進んでいる。

### 図3：「接種推奨地域」と「非接種地域」での差

「⑦大臣指定地域が指定された場合の取り組み内容の習熟」では推奨地域で80.4%に対して非接種地域では68.5%と推奨地域が11.9%

高くなっている。「②農場の平面図を作成し、家保の検査及び指導を受けている」でも推奨地域で96.9%に対して非接種地域では91.7%と

推奨地域が5.2%高い。逆に「⑩埋却等に備えた措置」では推奨地域で90.7%に対して非接種地域では96.4%と非接種地域が5.7%高い。

### 図4：各属性別での差

地域別では各項目ともに「近畿」「沖縄」での取り組みが低い傾向。特に「沖縄」では12項目中8項目（放牧を除く）で全体より5%以上低い。

経営形態別では「個人経営」よりも「法人経営」の方が取り組みが進んでいる。経営タイプ別では「種豚場」での取り組みが高い。

子取り雌豚頭数別では「500頭を超える」農場での取り組みが高く、出荷頭数別では「10000頭以上」の農場での取り組みが高い。

個人経営と法人経営での差、飼育頭数別での差が大きく見られる傾向。

### 【各項目での支障や課題、取り組んでいない理由として寄せられたご意見】

- ①家畜所有者（農場主）以外に管理者（場長等）がある場合の、飼養衛生管理者の選任
  - ・技能実習生しかいないため
  - ・職員の異動があるため
  - ・小規模のため
- ④衛生管理記録の作成・保管
  - ・徹底継続するのが難しい
  - ・日々作業が雑多なため
  - ・記入の徹底ができていない
- ⑥管理獣医師又は診療施設を定めている
  - ・特に定期で訪問してこない
  - ・全農獣医による月一巡回の指導を受けている
- ⑧衛生管理区域の設定
  - ・畜舎と堆肥舎の間に市道がある為
  - ・農場が他農場（和牛）への道で分断されている
- ⑩埋却等に備えた措置
  - ・自家所有の土地がない
  - ・土地不足や土地購入費用などの負担
  - ・農地の場合、農業委員会の許可がいる等、制約が多い
  - ・川沿いなので掘った際に水が出る
  - ・埋却予定地は農場に隣接する水田に設定しているが、地下水が出る恐れがある
- ⑪愛玩動物飼養禁止に伴う対策
  - ・犬はイノシシの忌避に有効であるため
  - ・市には去勢手術を協力していただいているが、捨て猫が減らない
  - ・猫をネズミ対策で飼っている
  - ・ネズミ対策としては猫がいることが一番効果的なので
  - ・ウインドレスの老朽畜舎は防除業者だけではネズミの害を防止できない。猫は必要です。火災が既に起こっている。ネズミ→断線→漏電→火災
- ⑫密飼いの防止
  - ・多産で産みすぎる
  - ・生産が過剰になる時があり、密飼いの場合もある
  - ・生産頭数増、成績向上、肥育者不足
  - ・環境アセスメントが厳しい
  - ・頭数のバランスが崩れた際に密飼いになることがある。

II. 衛生管理区域への病原体の侵入防止（衛生管理区域内に持ち込ませない）

図5 衛生管理区域への病原体の侵入防止の取り組み：全体（全国）グラフ

全体（全国）	N=	取り組んでいる	取り組んでいるが、 支障や課題がある	取組前 （準備中）	取り組んで いない (取り組みない含む)	取り組んでいる計 時系列比較			
						今年 令和4年	前回 令和3年	前々回 令和2年	
人	⑬衛生管理区域への必要のない者の立ち入りを制限	551	93.1	6.7 0.2 0.0		99.8	99.1	99.5	
	⑭他の畜産関係施設等に立ち上がった者等が衛生管理区域に立ち入る際のルールの作成	549	87.4	6.9 3.1 2.6		94.3	92.1	88.3	
	⑮衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等の実施	549	86.9	8.9 2.4 1.8		95.8	92.8	87.5	
	⑯衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置とその使用	551	84.4	12.3 2.2 1.1		96.7	93.2	92.4	
物品	⑰衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等と消毒の実施記録などの作成	549	77.8	14.6 3.8 3.8		92.4	91.0	86.2	
	⑱他の畜産関係施設等で使用した物品を衛生管理区域に持ち込む際のルールの作成	540	78.5	11.3 5.6 4.6		89.8	88.4	79.4	
	⑲海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際のルールの作成	506	82.4	3.4 4.5 9.7		85.8	82.6	73.4	
	⑳消毒等、飲用水の適切な処理	546	88.5	5.1 4.0 2.4		93.6	94.5	92.9	
	㉑食品循環資源を原料としている場合、飼料用として適切に加熱等の処理している	281	55.9	0.7 1.4	42.0		56.6	57.7	46.9
	㉒安全な資材（野菜・穀物等収穫した飼料原料）の利用	362	69.9	1.9 1.9	26.2		71.8	77.5	70.0
野生動物・家畜	㉓衛生管理区域への野生動物の侵入防止（防護柵の設置等）	552	86.1	9.8 1.6 2.5		95.9	96.5	93.9	
	㉔家畜を導入する際の健康観察等（導入元の衛生状態の確認・隔離豚舎等の利用）	545	90.6	6.6 0.9 1.8		97.2	96.6	96.2	

(農場数)

(%)

(%)

取り組んでいる計90%以上にマーキング

図6 衛生管理区域への病原体の侵入防止の取り組み：接種推奨地域・非接種地域比較グラフ

上段：接種推奨地域 下段：非接種地域		地 推 域 奨	N=	取り組んでいる	取り組んでいるが、 支障や課題がある	取組前 (準備中)	取り組んで いない (取り組めない含む)	取り組んでいる計 時系列比較		
								今年 令和4年	前回 令和3年	前々回 令和2年
人	⑬衛生管理区域への必要のない者の立ち入りを制限	推奨	402	92.8	7.0	0.2	0.0	99.8	98.9	99.5
		非	146	93.8	6.2	0.0	0.0	100.0	99.6	99.4
	⑭他の畜産関係施設等に立ち上った者等が衛生管理区域に立ち入る際のルールの作成	推奨	400	86.5	7.8	3.3	2.5	94.3	91.3	87.5
		非	146	89.7	4.8	2.7	2.7	94.5	94.0	89.5
	⑮衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等の実施	推奨	400	86.8	9.5	2.5	1.3	96.3	91.8	86.7
		非	146	87.0	7.5	2.1	3.4	94.5	94.9	88.4
⑯衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置とその使用	推奨	402	84.8	12.7	1.7	0.7	97.5	92.7	93.6	
	非	146	82.9	11.6	3.4	2.1	94.5	94.1	90.9	
物品	⑰衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等と消毒の実施記録などの作成	推奨	401	75.8	15.5	4.5	4.2	91.3	91.0	84.4
		非	145	82.8	12.4	2.1	2.8	95.2	91.2	88.7
	⑱他の畜産関係施設等で使用した物品を衛生管理区域に持ち込む際のルールの作成	推奨	393	78.4	11.5	5.9	4.3	89.9	87.8	78.4
		非	144	78.5	11.1	4.9	5.6	89.6	89.5	80.8
	⑲海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際のルールの作成	推奨	365	83.3	3.3	5.2	8.2	86.6	82.7	71.4
		非	139	79.9	3.6	2.9	13.7	83.5	82.2	75.7
	⑳消毒等、飲用水の適切な処理	推奨	399	89.0	4.8	4.0	2.3	93.8	93.6	91.8
		非	144	86.8	6.3	4.2	2.8	93.1	96.6	94.3
	㉑食品循環資源を原料としている場合、飼料用として適切に加熱等の処理している	推奨	206	54.9	1.0	1.9	42.2	55.9	58.3	46.4
		非	74	58.1	0.0	0.0	41.9	58.1	56.3	47.7
㉒安全な資材（野菜・穀物等収穫した飼料原料）の利用	推奨	267	68.2	2.6	2.2	27.0	70.8	76.8	71.1	
	非	93	74.2	0.0	1.1	24.7	74.2	79.1	68.4	
野生動物・家畜	㉓衛生管理区域への野生動物の侵入防止（防護柵の設置等）	推奨	403	89.3	8.4	1.0	1.2	97.7	96.8	92.8
		非	146	76.7	13.7	3.4	6.2	90.4	95.7	95.2
	㉔家畜を導入する際の健康観察等（導入元の衛生状態の確認・隔離豚舎等の利用）	推奨	399	91.0	6.5	0.5	2.0	97.5	95.9	96.0
		非	143	89.5	7.0	2.1	1.4	96.5	98.3	96.3

(農場数)

(%)

(%)

取り組んでいる計90%以上にマーキング

図7 衛生管理区域への病原体の侵入防止の取り組み：「取り組んでいる計」各属性比較数表

	人				物品						野生動物・家畜		
	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒	㉓	㉔	
	衛生管理区域への必要のない者の立ち入りを制限	他の畜産関係施設等に立ち入った者等が衛生管理区域に立ち入る際のルールを作成	衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等の実施	衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置とその使用	衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等と消毒の実施記録などの作成	他の畜産関係施設等で使用した物品を衛生管理区域に持ち込む際のルールの作成	海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際のルールの作成	消毒等、飲用水の適切な処理	食品循環資源を原料としている場合、飼料用として適切に加熱等の処理している	安全な資材（野菜・穀物等収穫した飼料原料）の利用	衛生管理区域への野生動物の侵入防止（防護柵の設置等）	家畜を導入する際の健康観察等（導入元の衛生状態の確認・隔離豚舎等の利用）	
N=(農場数)	551	549	549	551	549	540	506	546	281	362	552	545	
全体	99.8	94.3	95.8	96.7	92.4	89.8	85.8	93.6	56.6	71.8	95.9	97.2	
地域別	北海道	100.0	94.8	97.3	100.0	92.1	92.1	89.5	94.6	66.7	93.3	68.5	97.3
	東北	100.0	93.6	96.3	99.1	87.2	92.5	91.2	94.6	52.6	71.7	99.1	96.3
	関東	99.3	94.3	95.5	97.4	89.7	86.9	82.2	92.2	60.5	72.4	98.1	96.8
	北陸	100.0	95.8	100.0	100.0	100.0	87.5	87.0	100.0	40.0	87.5	100.0	100.0
	東海	100.0	96.1	98.1	100.0	96.2	90.2	86.7	92.1	53.3	61.7	96.1	98.0
	近畿	100.0	88.9	88.9	88.9	88.9	88.9	88.9	100.0	75.0	83.3	88.9	100.0
	中国・四国	100.0	97.5	97.5	95.0	97.5	94.7	94.3	95.0	61.9	69.2	100.0	100.0
	九州	100.0	94.4	93.5	92.6	96.2	88.7	81.2	92.5	54.0	65.1	98.1	96.3
沖縄	100.0	81.8	90.0	81.8	90.9	90.9	66.7	90.0	33.3	33.3	81.8	100.0	
経営形態	個人経営	100.0	88.7	92.3	91.9	84.7	84.1	79.1	91.1	60.0	70.3	93.1	95.6
	法人経営	99.7	96.8	97.2	98.5	95.8	92.6	89.5	94.8	57.6	73.2	97.2	98.8
	その他	100.0	94.3	100.0	100.0	91.5	85.8	76.5	91.4	37.5	66.7	94.3	88.3
経営タイプ	肉豚生産経営（一貫生産）	100.0	94.8	95.9	97.1	92.4	89.6	86.6	93.4	56.1	72.2	96.0	97.5
	肉豚生産経営（肥育生産）	100.0	93.0	94.7	96.6	94.7	91.2	79.6	93.0	67.6	67.5	94.8	100.0
	繁殖経営（子豚販売）	94.1	76.5	94.1	82.4	87.6	81.3	73.3	100.0	100.0	87.5	94.1	94.2
	種豚場	100.0	100.0	100.0	100.0	92.6	92.6	92.6	92.6	21.4	75.0	96.3	88.9
飼育形態	ウインドレス型豚舎	100.0	99.0	100.0	100.0	97.4	94.8	91.7	96.0	61.1	77.2	97.0	100.0
	セミウインドレス型豚舎	100.0	98.4	100.0	100.0	92.6	94.2	95.6	97.5	55.7	67.7	96.7	99.2
	開放型豚舎	99.7	93.6	94.6	95.6	92.1	90.2	85.3	93.3	52.3	68.9	96.1	96.8
	放牧	100.0	90.0	100.0	100.0	100.0	80.0	60.0	100.0	75.0	100.0	100.0	100.0
	その他の形態	100.0	86.7	92.9	100.0	73.4	57.1	75.0	85.7	71.4	91.7	93.3	93.4
子取り雌豚頭数別	20頭未満	100.0	91.9	97.2	97.4	89.2	82.9	79.4	89.4	52.2	68.9	89.5	94.7
	20～49頭	100.0	92.7	95.1	90.0	85.4	81.6	77.8	90.2	63.2	73.1	100.0	95.0
	50～99頭	98.4	88.9	93.6	92.1	85.7	85.5	73.2	85.2	40.0	61.5	88.9	90.5
	100～199頭	100.0	92.3	92.3	96.8	92.3	86.8	87.0	96.7	55.3	75.9	98.9	97.8
	200～499頭	100.0	96.9	96.2	98.5	93.9	92.2	90.2	94.6	50.0	69.8	96.9	100.0
	500～999頭	100.0	98.2	98.2	100.0	96.4	96.5	94.4	94.5	63.9	73.2	96.4	100.0
	1000頭以上	100.0	100.0	100.0	100.0	98.4	98.4	91.8	98.3	63.6	79.1	98.3	98.4
出荷頭数別	400頭未満	100.0	85.4	92.5	95.1	82.9	79.5	71.0	90.3	50.0	71.9	92.7	87.8
	400～999頭	100.0	89.2	97.3	91.6	89.2	76.5	65.6	91.7	61.1	73.9	100.0	100.0
	1000～1999頭	98.6	89.2	90.5	89.2	86.5	82.2	73.5	87.5	48.6	61.4	91.9	94.5
	2000～3999頭	100.0	93.5	93.5	98.7	92.1	93.5	90.8	96.1	52.9	68.0	96.1	97.4
	4000～9999頭	100.0	94.1	95.1	99.0	92.2	89.2	88.6	96.1	43.6	69.5	99.0	100.0
	10000～19999頭	100.0	98.6	97.1	100.0	97.0	95.6	95.4	97.0	75.0	78.4	95.6	98.5
	20000頭以上	100.0	100.0	100.0	100.0	98.4	98.4	92.1	98.5	66.7	80.0	98.4	98.4
チンク	接種推奨地域	99.8	94.3	96.3	97.5	91.3	89.9	86.6	93.8	55.9	70.8	97.7	97.5
	非接種地域	100.0	94.5	94.5	94.5	95.2	89.6	83.5	93.1	58.1	74.2	90.4	96.5

注) 取り組んでいる計 = 「取り組んでいる」+「取り組んでいるが、支障や課題がある」の合計値

(%)

## II. 衛生管理区域への病原体の侵入防止（衛生管理区域内に持ち込ませない）のまとめ

### 図5：衛生管理区域への病原体の侵入防止についての取り組みは4つの項目で昨年を下回る

衛生管理区域への病原体の侵入防止の取り組みは、昨年と比較すると「②安全な資材（野菜・穀物等収穫した飼料原料）の利用」で昨年より-5.7%で71.8%へ低下。それ以外の「②食品循環資源を原料としている場合、飼料用として適切に加熱等の処理している」「②消毒等、飲用水の適切な処理」「③衛生管理区域への野生動物の侵入防止」の3項目でも微少ではあるが低下している。昨年と比較して90%を超えている項目は12項目中8項目と大きな変化はみられず、積極的に取り組まれてはいるが一部の項目でやや後退。

### 図6：「接種推奨地域」と「非接種地域」での差

接種推奨地域と非接種地域で大きく差がみられるのは、「③衛生管理区域への野生動物の侵入防止」で推奨地域で97.7%、非接種地域で90.4%で推奨地域で7.3%高くなっている。

その逆に「②安全な資材（野菜・穀物等収穫した飼料原料）の利用」では推奨地域70.8%、非接種地域74.2%と非接種地域で3.4%高くなっている。

### 図7：各属性別での差

地域別では各項目ともに「沖縄」での取り組みが低い傾向、12項目中7項目で全体よりも5%以上低くなっている。

特に差が大きいのは「②安全な資材（野菜・穀物等収穫した飼料原料）の利用」で全体よりも38.5%低い33.3%となっている。

経営形態では「個人経営」で全体を下回っているのが4項目とやや目立つ。

経営タイプ別では「繁殖経営（子豚販売）」で全体を下回ったのが5項目、上回ったのが3項目と両極端になっている。

飼育形態別では、「ウインドレス型豚舎」で4項目で100%と積極的な取り組みがみられる。

子取り雌豚頭数別では「500頭を超える」農場での取り組みが高く、出荷頭数別では「10000頭以上」の農場での取り組みが高い。

### 【各項目での支障や課題、取り組んでいない理由として寄せられたご意見】

#### ①衛生管理区域への必要のない者の立ち入りを制限

- ・生徒の立ち入りは制限できない
- ・ガス、灯油などの配送業者の立ち入り
- ・共有道があるので全てを把握しきれない

#### ②衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置とその使用

- ・生徒をコントロールするのが困難
- ・知的障害者は出来ない
- ・畜舎毎の着替えは手間が掛かりすぎて不可能

#### ③衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等と消毒の実施記録などの作成

- ・消毒ポイントの整備（コンクリート）
- ・車両の消毒は実施しているが、実施記録は未作成

#### ④他の畜産関係施設等で使用した物品を衛生管理区域に持ち込む際のルール作成

- ・エサなど運転手固定でない為難しい
- ・業者の機材、器具などの持ち込み品

#### ⑤海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際のルール作成

- ・海外に行かないし、行ったとしても使わない
- ・海外で使用した衣類は管理区域に持ち込まないため

#### ⑥消毒等、飲用水の適切な処理

- ・井戸水の水質検査で合格していて塩素消毒は考えていない
- ・消毒施設を設置も水量の問題で上手く稼働せず。再考中。

#### ⑦食品循環資源を原料としている場合、飼料用として適切に加熱等の処理している

- ・加熱処理する飼料を使用していない
- ・食品循環資源を利用していないため
- ・安定的に供給可能な資源が見つからない
- ・配合飼料のみのため。

#### ⑧安全な資材（野菜・穀物等収穫した飼料原料）の利用

- ・農場では混合できなくメーカーで混ぜる
- ・安定的に供給可能な資源が見つからない

#### ⑨衛生管理区域への野生動物の侵入防止

- ・設備費の負担額
- ・野生動物の侵入を完全に防ぐのはとても困難
- ・積雪の多い場所での侵入防止柵は除雪等により数年で使用不可能になる為、畜舎入口ごとに侵入防止を行っている

#### ⑩家畜を導入する際の健康観察等

- ・金銭面の問題で隔離豚舎がない
- ・隔離豚舎は設けておらず、繁殖舎の端の方に導入豚を入れている。

Ⅲ.衛生管理区域の衛生状態の確保（畜舎内で拡げない）

図8 衛生管理区域の衛生状態の確保の取り組み：全体（全国）グラフ

全体（全国）		N=	取り組んでいる	取り組んでいるが、 支障や課題がある	取組前 (準備中)	取り組んで いない (取り組めない含む)	取り組んでいる計 時系列比較			
							今年 令和4年	前回 令和3年	前々回 令和2年	
人	㉔畜舎に立ち入る際の 手指消毒等	549	82.5			10.6	4.2 2.7	93.1	90.4	83.1
	㉕畜舎ごとの専用衣服 及び靴の設置とその使用	544	61.2			25.7	5.7 7.4	86.9	81.1	74.8
物品	㉗注射針、人工授精用 器具等の定期的な清掃 又は消毒	542	93.0			4.4	1.1 1.5	97.4	97.1	96.9
	㉘畜舎外での病原体に よる汚染防止	533	86.7			10.1	0.9 2.3	96.8	95.3	93.3
野生動物	㉙野生動物の侵入防止のため のネット等の設置、点検及び修 善（大臣指定地域における放 牧場への防鳥ネット・避難用設 備の確保）	552	84.6			11.1	3.4 0.9	95.7	93.7	88.1
	㉚給餌・給水設備等へ の野生動物の排せつ物 等の混入の防止	548	83.8			13.7	1.3 1.3	97.5	97.5	95.6
	㉛ネズミ及び害虫の駆除	551	69.3			28.3	1.3 1.1	97.6	97.5	97.8
飼育環境	㉜衛生管理区域内の整理 整頓（不要な資材の処分・ 除草等）及び定期的な消 毒	549	79.2			18.9	1.3 0.5	98.1	96.5	96.2
	㉝定期的な畜舎等施設 の清掃及び消毒	550	90.7			8.4	0.7 0.2	99.1	97.8	98.0
家畜	㉞飼養豚の毎日の健康 観察	551	97.8			2.2	0.0 0.0	100.0	99.5	99.4

(農場数)

(%)

(%)

取り組んでいる計90%以上にマーキング

図9 衛生管理区域の衛生状態の確保の取り組み：接種推奨地域・非接種地域比較グラフ

上段：接種推奨地域 下段：非接種地域		地 推 域 奨	N=	取り組んでいる	取り組んでいるが、 支障や課題がある	取組前 (準備中)	取り組んで いない (取り組めない含む)	取り組んでいる計 時系列比較		
								今年 令和4年	前回 令和3年	前々回 令和2年
人	②⑤ 畜舎に立ち入る際の 手指消毒等	推奨	402	82.6	10.7	4.5	2.2	93.3	91.3	82.8
		非	144	81.9	10.4	3.5	4.2	92.3	88.1	83.5
	②⑥ 畜舎ごとの専用衣服 及び靴の設置とその使用	推奨	398	62.1	24.9	4.5	8.5	87.0	82.7	75.5
		非	143	58.0	28.7	9.1	4.2	86.7	77.6	73.9
物 品	②⑦ 注射針、人工授精用 器具等の定期的な清掃 又は消毒	推奨	397	92.9	4.3	1.0	1.8	97.2	96.6	97.4
		非	142	93.0	4.9	1.4	0.7	97.9	98.3	96.2
	②⑧ 畜舎外での病原体に よる汚染防止	推奨	392	87.2	9.4	1.0	2.3	96.6	94.8	93.3
		非	138	85.5	11.6	0.7	2.2	97.1	96.4	93.2
野 生 生 物	②⑨ 野生動物の侵入防止のため のネット等の設置、点検及び修 善（大臣指定地域における放牧場 への防鳥ネット・避難用設備の確 保）	推奨	403	85.6	10.4	3.5	0.5	96.0	95.0	90.9
		非	146	82.2	12.3	3.4	2.1	94.5	90.6	84.4
	②⑩ 給餌・給水設備等へ の野生動物の排せつ物 等の混入の防止	推奨	400	84.8	12.5	1.3	1.5	97.3	97.0	96.1
		非	145	80.7	17.2	1.4	0.7	97.9	98.7	94.9
②⑪ ネズミ及び害虫の駆除	推奨	402	70.1	27.4	1.7	0.7	97.5	97.2	97.2	
	非	146	66.4	31.5	0.0	2.1	97.9	98.3	98.6	
飼 育 環 境	②⑫ 衛生管理区域内の整 理整頓（不要な資材の 処分・除草等）及び定 期的な消毒	推奨	402	79.6	18.4	1.2	0.7	98.0	96.1	96.6
		非	144	77.8	20.8	1.4	0.0	98.6	97.4	95.8
	②⑬ 定期的な畜舎等施設 の清掃及び消毒	推奨	401	90.8	8.5	0.5	0.2	99.3	97.4	97.6
		非	146	90.4	8.2	1.4	0.0	98.6	98.7	98.6
家 畜	②⑭ 飼養豚の毎日の健康 観察	推奨	402	97.5	2.5	0.0	0.0	100.0	99.5	99.5
		非	146	98.6	1.4	0.0	0.0	100.0	99.6	99.1

(農場数)

(%)

(%)

取り組んでいる計90%以上にマーキング

図10 衛生管理区域の衛生状態の確保の取り組み：「取り組んでいる計」各属性比較数表

	人		物品		野生生物			飼育環境		家畜	
	㉕	㉖	㉗	㉘	㉙	㉚	㉛	㉜	㉝	㉞	
	畜舎に立ち入る際の手指消毒等	畜舎ごとの専用衣服及び靴の設置とその使用	注射針、人工授精用器具等の定期的な清掃又は消毒	畜舎外での病原体による汚染防止	野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕（大臣指定地域における放牧場への防鳥ネット・避難用設備の確保）	給餌・給水設備等への野生動物の排せつ物等の混入の防止	ネズミ及び害虫の駆除	衛生管理区域内の整理整頓（不要な資材の処分・除草等）及び定期的な消毒	定期的な畜舎等施設の清掃及び消毒	飼養豚の毎日の健康観察	
N=(農場数)	549	544	542	533	552	548	551	549	550	551	
全体	93.1	86.9	97.4	96.8	95.7	97.5	97.6	98.1	99.1	100.0	
地域別	北海道	97.3	100.0	100.0	97.3	84.2	94.7	100.0	97.4	97.3	100.0
	東北	97.3	90.9	95.4	94.5	94.6	97.2	97.3	97.3	100.0	100.0
	関東	91.0	85.3	97.4	98.0	95.0	96.1	97.5	98.7	100.0	100.0
	北陸	100.0	91.7	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	東海	94.3	89.8	100.0	100.0	98.1	98.0	94.2	98.0	98.1	100.0
	近畿	77.8	66.6	88.9	100.0	88.9	100.0	100.0	88.9	88.9	100.0
	中国・四国	95.0	84.6	97.5	94.9	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	九州	90.6	81.9	97.1	97.1	98.2	99.0	97.2	99.1	99.1	100.0
沖縄	72.7	72.7	100.0	81.8	100.0	90.9	100.0	90.9	90.9	100.0	
経営形態	個人経営	89.2	77.6	96.0	94.7	93.2	95.0	95.0	95.6	98.1	100.0
	法人経営	94.7	91.1	98.0	97.4	97.2	98.6	98.8	99.2	99.4	100.0
	その他	94.3	88.2	96.9	100.0	94.3	97.0	97.2	100.0	100.0	100.0
経営タイプ	肉豚生産経営（一貫生産）	92.6	86.6	98.6	97.0	95.9	97.5	97.5	98.5	99.1	100.0
	肉豚生産経営（肥育生産）	94.8	89.3	92.5	94.4	96.6	98.3	96.5	94.7	98.2	100.0
	繁殖経営（子豚販売）	94.1	70.5	88.2	92.8	88.3	94.1	100.0	100.0	100.0	100.0
	種豚場	96.3	96.3	92.6	100.0	92.6	96.3	100.0	100.0	100.0	100.0
飼育形態	ウインドレス型豚舎	98.0	95.9	99.5	99.5	97.5	99.5	100.0	99.4	100.0	100.0
	セミウインドレス型豚舎	98.3	91.8	98.3	99.1	97.5	100.0	98.3	100.0	100.0	100.0
	開放型豚舎	91.9	84.6	97.5	96.4	95.4	97.5	97.3	97.7	98.8	100.0
	放牧	100.0	100.0	100.0	100.0	90.0	90.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	その他の形態	93.4	93.3	86.7	86.7	86.7	86.7	86.7	100.0	100.0	100.0
子取り雌豚頭数別	20頭未満	94.8	86.5	94.6	97.3	89.2	92.1	94.6	100.0	100.0	100.0
	20～49頭	90.2	73.1	100.0	97.5	92.7	92.5	95.1	95.2	100.0	100.0
	50～99頭	93.5	86.7	95.2	93.3	92.1	93.6	96.8	98.4	98.4	100.0
	100～199頭	86.8	82.2	97.7	97.7	95.7	100.0	98.9	98.9	98.9	100.0
	200～499頭	93.1	88.4	100.0	97.7	96.2	99.3	97.7	97.7	98.5	100.0
	500～999頭	96.5	94.5	98.2	98.2	100.0	98.2	100.0	100.0	100.0	100.0
	1000頭以上	98.4	93.4	100.0	100.0	98.3	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
出荷頭数別	400頭未満	92.7	85.4	94.8	95.0	92.7	92.7	92.7	97.5	100.0	100.0
	400～999頭	91.6	69.4	94.5	97.2	94.6	94.4	94.6	94.6	97.2	100.0
	1000～1999頭	86.5	80.8	93.1	90.0	93.3	93.3	96.0	95.9	97.3	100.0
	2000～3999頭	92.2	84.4	98.7	97.2	94.9	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	4000～9999頭	89.3	88.3	100.0	97.1	95.2	99.0	98.1	99.0	99.1	100.0
	10000～19999頭	98.5	94.1	100.0	98.5	100.0	100.0	98.6	98.6	100.0	100.0
	20000頭以上	98.4	96.8	100.0	100.0	98.5	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
チェック	接種推奨地域	93.3	87.0	97.2	96.6	96.0	97.3	97.5	98.0	99.3	100.0
	非接種地域	92.3	86.7	97.9	97.1	94.5	97.9	97.9	98.6	98.6	100.0

注) 取り組んでいる計 = 「取り組んでいる」+「取り組んでいるが、支障や課題がある」の合計値

(%)



### Ⅲ.衛生管理区域の衛生状態の確保（畜舎内で拡げない）のまとめ

#### 図8：衛生管理区域への病原体の侵入防止についての取り組みは3年連続推進されている

衛生管理区域の衛生状態の確保についての取り組みは3年連続上昇しており、10項目中9項目で90%以上となっている。

特に100%や100%に迫る項目も多くなっている。唯一90%を割るのは「㊸畜舎ごとの専用衣服及び靴の設置とその使用」で86.9%  
90%には届かないがここ3年で増加傾向にある。（一昨年は74.8%）

#### 図8：取り組みが進んでいるのは「㊸畜舎ごとの専用衣服及び靴の設置とその使用」

取り組みが進んでいるのは唯一90%を下回る「㊸畜舎ごとの専用衣服及び靴の設置とその使用」で昨年より5.8%上がった。

それ以外の項目も上昇しているが微少である。

#### 図9：「接種推奨地区」と「非接種地域」での差

接種推奨地区と非接種地域では大きく差がみられない。

唯一「㊹野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修善」は推奨地域で96%、非接種地域で94.5%と推奨地域で1.5%高  
やや差がみられる。

#### 図10：各属性別での差

地域別では「近畿」「沖縄」での取り組みが低い傾向で、両地域ともに10項目中6項目で全体を5%以上下回っている。

経営形態別では「個人経営」と「法人経営」では一般的に「法人経営」での取り組みが高いものの、大きな差はみられない。

飼育形態別でも大きな差はない。

子取り雌豚頭数別では「500頭を超える」農場、出荷頭数別では「10000頭以上」の農場での取り組みがやや高いものの大きな差は見られない。

#### 【各項目での支障や課題、取り組んでいない理由として寄せられたご意見】

##### ㊸畜舎に立ち入る際の手指消毒等

- ・外部はシャワーイン
- ・手が荒れる
- ・入室の確保ができない
- ・手袋をその都度取り替えている

##### ㊸畜舎ごとの専用衣服及び靴の設置とその使用

- ・専用衣服(畜舎ごと)はかなり難しい
- ・専用衣服などの更衣施設のスペースがなく 設置不可能
- ・服の着替えは困難 1時間に3畜舎を出入りするから
- ・通路でつながっている場合の畜舎ごとの判断
- ・棟数が多く実用上不可能。靴の消毒は実施している。
- ・用意はしてあるが、作業に支障があり完全にはできない
- ・ステージごとの着替えは行いが、大臣指定地域でないこともあり豚舎ごとには実施していない

##### ㊹注射針、人工授精用器具等の定期的な清掃又は消毒

- ・単品では出来てない
- ・全て使い捨て
- ・使い捨てのため、なし

##### ㊹野生動物の侵入防止用ネット等の設置

- ・費用問題、修繕できていない部分あり
- ・ネットの修繕は追いついていない部分がある
- ・鳥インフルエンザの状況見れば不可能に近い。

##### ㊹給餌・給水設備等への野生動物の排せつ物等の混入の防止

- ・ネズミのフンが防げない
- ・畜舎へのネズミの侵入を完全に防ぐことが出来ない。改築が必要

##### ㊹ネズミ及び害虫の駆除

- ・月一実施してるが追いつかない
- ・猫がいなくなってねずみが減らない
- ・根絶は出来ない
- ・ネズミを敷地内から全滅させることは難しい
- ・殺鼠剤やネズミ取りシートを使っているが難しい
- ・施設が古く侵入してしまう
- ・夏に蚊取り線香は使うけど殺ソ剤はネズミが死んで豚のエサ箱に入って困るから
- ・猫がいなくなるとネズミが増え、ネズミがいなくなるとゴキブリが増える

##### ㊹衛生管理区域内の整理整頓（不要な資材の処分・除草等）及び定期的な消毒

- ・処分できていない資材、廃棄物等がある
- ・処分の難しい物もある。業者がわからない
- ・除草が不十分な土手法面ある

##### ㊹飼養豚の毎日の健康観察

- ・取り組んでいるが成果が出ない
- ・毎日、午前と午後に健康観察および治療をしているが、寒暖の差が激しい季節は事故率が高い。呼吸器の疾病。

IV.衛生管理区域からの病原体の散逸予防（退出時に外に出さない）

図11 衛生管理区域からの病原体の散逸予防の取り組み：全体（全国）グラフ

全体（全国）		N=	取り組んでいる	取り組んでいるが、 支障や課題がある	取組前 （準備中）	取り組んで いない (取り組めない含む)	取り組んでいる計 時系列比較		
							今年 令和4年	前回 令和3年	前々回 令和2年
人	⑤出入口への消毒設備の設置と衛生管理区域から退出する者の手指消毒等	551	84.8	10.9	2.0	2.4	95.7	93.7	88.2
	⑥適切な車両消毒設備の設置と衛生管理区域から退出する車両の消毒等	549	79.2	13.8	3.1	3.8	93.0	91.6	86.8
物品	⑦衛生管理区域から搬出する物品の消毒等	534	73.2	13.5	5.6	7.7	86.7	82.1	77.4
家畜	⑧家畜の出荷又は移動時の健康観察	551	97.6	2.2	0.2	0.0	99.8	99.7	99.6
	⑨特定症状（豚熱、アフリカ豚熱、口蹄疫）が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止等への理解	551	97.3	1.8	0.7	0.2	99.1	99.7	98.8
	⑩特定症状以外の異常（伝染病の疑いがあるもの等）が確認された場合の出荷及び移動の停止への理解	550	96.9	1.8	0.9	0.4	98.7	99.7	98.9

(農場数)

(%)

(%)

取り組んでいる計90%以上にマーキング

図12 衛生管理区域からの病原体の散逸予防の取り組み：接種推奨地域・非接種地域比較グラフ

上段：接種推奨地域 下段：非接種地域		地 推 域 奨	N=	取り組んでいる	取り組んでいるが、 支障や課題がある	取組前 (準備中)	取り組んで いない (取り組めない含む)	取り組んでいる計 時系列比較		
								今年 令和4年	前回 令和3年	前々回 令和2年
人	㉕ 出入口への消毒設備の設置と衛生管理区域から退出する者の手指消毒等	推奨	403	84.9	10.7	2.2	2.2	95.6	94.1	88.2
		非	145	84.1	11.7	1.4	2.8	95.8	92.9	88.2
物 品	㉖ 適切な車両消毒設備の設置と衛生管理区域から退出する車両の消毒等	推奨	401	78.6	14.2	3.5	3.7	92.8	90.6	84.6
		非	145	81.4	12.4	2.1	4.1	93.8	94.0	89.5
	㉗ 衛生管理区域から搬出する物品の消毒等	推奨	388	75.5	12.1	5.7	6.7	87.6	80.4	75.6
		非	143	66.4	17.5	5.6	10.5	83.9	85.9	79.8
家 畜	㉘ 家畜の出荷又は移動時の健康観察	推奨	403	97.8	2.0	0.2	0.0	99.8	99.6	99.8
		非	145	97.2	2.8	0.0	0.0	100.0	100.0	99.4
	㉙ 特定症状（豚熱、アフリカ豚熱、口蹄疫）が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止等への理解	推奨	403	97.8	1.5	0.5	0.2	99.3	99.7	99.6
		非	145	95.9	2.8	1.4	0.0	98.7	100.0	97.8
	㉚ 特定症状以外の異常（伝染病の疑いがあるもの等）が確認された場合の出荷及び移動の停止への理解	推奨	402	97.5	1.2	0.7	0.5	98.7	99.6	99.6
		非	145	95.2	3.4	1.4	0.0	98.6	100.0	98.0

(農場数)

(%)

(%)

取り組んでいる計90%以上にマーキング

図13 衛生管理区域からの病原体の散逸予防の取り組み：「取り組んでいる計」各属性比較数表

	人	物品		家畜			
		出入口への消毒設備の設置と衛生管理区域から退出する者の手指消毒等	適切な車両消毒設備の設置と衛生管理区域から退出する車両の消毒等	衛生管理区域から搬出する物品の消毒等	家畜の出荷又は移動時の健康観察	特定症状（豚熱、アフリカ豚熱、口蹄疫）が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止等への理解	特定症状以外の異常（伝染病の疑いがあるもの等）が確認された場合の出荷及び移動の停止への理解
N=(農場数)	551	549	534	551	551	550	
全体	95.7	93.0	86.7	99.8	99.1	98.7	
地域別	北海道	97.4	92.2	81.6	100.0	100.0	100.0
	東北	95.5	91.8	88.7	100.0	99.1	98.2
	関東	94.9	91.7	85.6	99.4	100.0	99.3
	北陸	100.0	100.0	95.6	100.0	100.0	100.0
	東海	92.3	96.2	89.8	100.0	100.0	100.0
	近畿	88.9	88.9	87.5	100.0	88.9	88.9
	中国・四国	100.0	95.0	84.6	100.0	97.5	97.5
	九州	95.3	94.3	84.8	100.0	98.1	98.1
	沖縄	100.0	81.8	90.9	100.0	100.0	100.0
経営形態	個人経営	90.5	87.2	79.7	100.0	98.1	98.1
	法人経営	97.8	96.0	90.2	99.7	99.5	98.9
	その他	100.0	91.4	85.3	100.0	100.0	100.0
経営タイプ	肉豚生産経営（一貫生産）	96.0	93.2	87.2	99.7	99.1	98.6
	肉豚生産経営（肥育生産）	93.0	92.8	87.0	100.0	98.2	98.2
	繁殖経営（子豚販売）	100.0	94.2	87.6	100.0	100.0	100.0
	種豚場	96.3	88.9	77.8	100.0	100.0	100.0
飼育形態	ウインドレス型豚舎	98.5	97.4	92.8	100.0	100.0	99.5
	セミウインドレス型豚舎	98.4	96.7	89.3	100.0	100.0	100.0
	開放型豚舎	94.6	91.9	85.8	99.8	99.1	98.8
	放牧	100.0	100.0	90.0	100.0	100.0	100.0
	その他の形態	100.0	100.0	86.6	100.0	93.3	93.3
子取り雌豚頭数別	20頭未満	97.3	94.6	86.2	100.0	97.4	97.4
	20～49頭	90.2	85.0	76.3	97.6	97.6	95.1
	50～99頭	96.8	90.4	83.3	100.0	100.0	100.0
	100～199頭	93.5	90.2	85.5	100.0	98.9	98.9
	200～499頭	94.6	94.6	86.8	100.0	100.0	100.0
	500～999頭	98.3	96.5	90.7	100.0	98.2	96.4
	1000頭以上	100.0	98.4	93.5	100.0	100.0	100.0
出荷頭数別	400頭未満	92.5	90.0	84.6	100.0	97.5	97.5
	400～999頭	91.9	88.9	82.3	97.3	94.6	91.9
	1000～1999頭	94.6	86.5	73.3	100.0	98.6	98.7
	2000～3999頭	93.6	93.5	90.7	100.0	100.0	100.0
	4000～9999頭	95.1	94.1	85.2	100.0	100.0	100.0
	10000～19999頭	98.5	95.5	94.1	100.0	98.5	98.5
	20000頭以上	100.0	98.4	92.1	100.0	100.0	100.0
チンク	接種推奨地域	95.6	92.8	87.6	99.8	99.3	98.7
	非接種地域	95.8	93.8	83.9	100.0	98.7	98.6

注）取り組んでいる計＝「取り組んでいる計」＋「取り組んでいるが、支障や課題がある」の合計値

（％）

#### IV. 衛生管理区域からの病原体の散逸予防（退出時に外に出さない）のまとめ

##### 図11：衛生管理区域への病原体の侵入防止についての取り組みは3年連続推進されている

衛生管理区域からの病原体の散逸予防についての取り組みは6項目中4項目で3年連続上昇しているが、2項目で昨年よりやや下がった。微少ではあるが「㊸特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止等への理解」99.1%と昨年の99.7%から0.6%低下、「㊹特定症状以外の異常が確認された場合の出荷及び移動の停止等への理解」で98.7%と昨年の99.7%より1%下がっている。

##### 図11：取り組みが進んでいるのは「㊷衛生管理区域から搬出する物品の消毒等」

取り組みが進んでいるのは唯一90%を下回る「㊷衛生管理区域から搬出する物品の消毒等」で86.7%と昨年より4.6%上昇しており、ここ3年で9.3%上がってきている。

##### 図12：「接種推奨地域」と「非接種地域」での差

接種推奨地域と非接種地域で多少差がみられるのは「㊷衛生管理区域から搬出する物品の消毒等」で、推奨地域で87.6%、非接種地域で83.9%と推奨地域で3.7%高い。

##### 図13：各属性別での差

地域別では「近畿」での取り組みが低い傾向で、6項目中3項目で全体を5%以上下回っている。

経営形態別では「個人経営」で6項目中3項目で全国平均を5%以上下回っている。飼育形態別では大きな差はない。

子取り雌豚頭数別では「1000頭を超える」農場、出荷頭数別では「20000頭以上」の農場での取り組みが2項目でやや高い。

##### 【各項目での支障や課題、取り組んでいない理由として寄せられたご意見】

###### ㊵ 出入口への消毒設備の設置と衛生管理区域から退出する者の手指消毒等

- ・規模が小さい
- ・厳冬期の消毒液凍結対策
- ・冬になると凍り風などでたおれる
- ・退出者の手指消毒はなじみがないので難しい
- ・市道の十字路に畜舎があるため4カ所出入りするのに大変

###### ㊶ 適切な車両消毒設備の設置と衛生管理区域から退出する車両の消毒等

- ・個々により差がある
- ・入場の際は高圧洗浄機にて消毒するが、出るときは石灰帯を踏むだけ
- ・導入コストが掛かりすぎる
- ・消毒設備までは無い。動機機器で消毒する程度。

###### ㊷ 衛生管理区域から搬出する物品の消毒等

- ・そのまま廃棄なので気にしない
- ・物によっては完全に付着物がとれないこともある
- ・はしご、土具等消毒しないことがある
- ・生徒の持ち物は消毒するのが困難

###### ㊸ 特定症状以外の異常（伝染病の疑いがあるもの等）が確認された場合の出荷及び移動の停止等への理解

- ・判断が難しい場合がある



---

## 2.感染拡大防止から豚熱撲滅に向けて

---

感染拡大防止から豚熱撲滅に向けて

図14 豚熱初発生（2018年9月）以降の取り組みについて、業務・経費等大変と感じる点  
：全国（接種地域・非接種地域）グラフ

複数回答

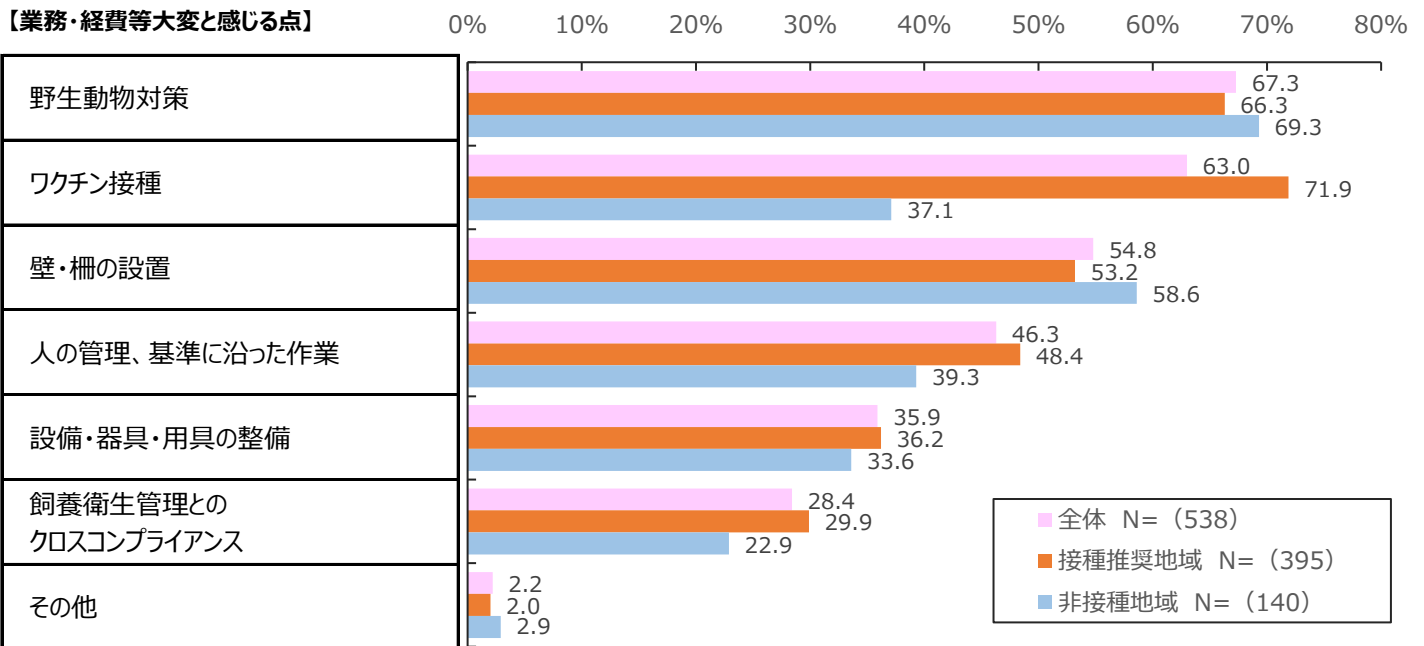
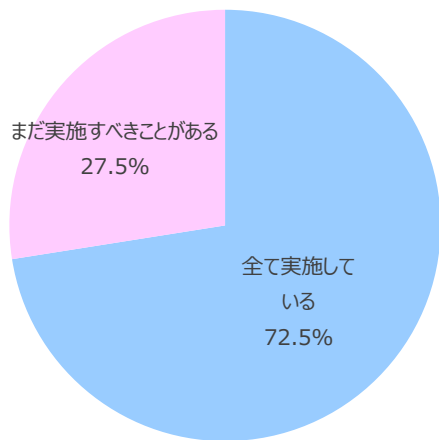


図15 豚熱の感染防止のための対策について：全国グラフ/接種推奨地域・非接種地域比較数表



N=498

【接種推奨地域・非接種地域別数表】

	N=	全て実施している	まだ実施すべきことがある
接種推奨地域	371	73.3%	26.7%
非接種地域	124	70.2%	29.8%

【まだ実施すべきことがある：具体的なご意見】

- ・ワクチンの開発 ・堆肥舎のモニター網
- ・防鳥ネットの設置 ・実施可能な埋却地の確保
- ・養豚関係者以外への豚熱について周知
- ・野生イノシシへの対応を省庁の枠を超えて協議するべき

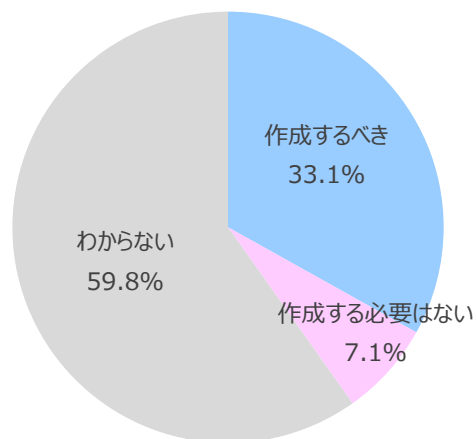
意見1 豚熱の感染防止から、いつか撲滅に向かうことが重要です。その為は何をするべきでしょうか？ 具体的にお知らせください。

【具体的な意見】

- ・基本的な防疫対策の徹底（農場）、空港、港での水際対策
- ・ワクチン接種、野生猪の全頭駆除、海外からの病原体の侵入阻止
- ・ワクチンの多回接種 放牧養豚の禁止 豚舎のウインドレス化
- ・イノシシの撲滅、経口ワクチン以前に数を減らす方が先
- ・何十万頭の豚が殺処分されている。ワクチン開発（アフリカ豚熱も含む）が出来なければ撲滅は出来ない
- ・豚とイノシシがウィルス保有の可能性のあるなら豚については全頭接種し、イノシシも経口ワクチンで対応する
- ・ワクチン接種を辞めて馴致する方法に変更する
- ・古い施設での養豚や、小規模の養豚場の現状をもっと知ってほしい
- ・一番の問題は陽性の野生のイノシシが死亡せず動き回っている事。野生のイノシシを本気で対策しようとしているとは思えない。



図16 ヴィジョン「豚熱撲滅へのロード」の必要性（全国）グラフ：接種推奨地域・非接種地域比較数表



N=492

【接種推奨地域・非接種地域別数表】

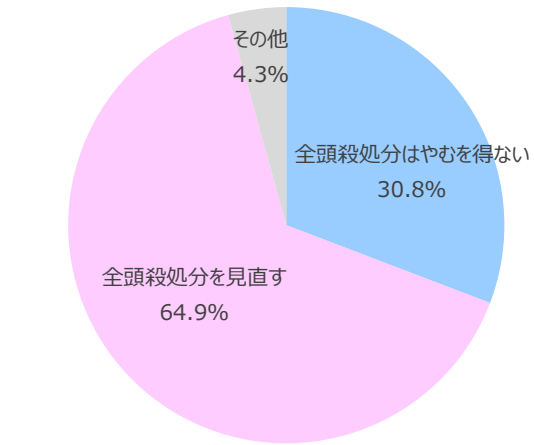
	N=	作成すべき	作成する必要はない	わからない
接種推奨地域	362	33.7%	7.5%	58.8%
非接種地域	127	32.3%	6.3%	61.4%

**意見2 やるべきことをまとめたヴィジョン「豚熱撲滅へのロード」をまとめて情報共有することの必要性について、「作成すべき」とお答えの方はその中で取り上げるべき事項を具体的にお知らせください。**

**【具体的な意見】**

- ・野生動物（イノシシ）の感染コントロールの具体策
- ・まずは野生イノシシを駆除し、陽性イノシシを撲滅しなければ何も進まない
- ・現ウイルスに対する高度なワクチンの開発と、離乳豚へのワクチン接種が確実に週1回できるような体制作り
- ・感染経路、ワクチン接種日令、農場のバイオセキュリティレベル、不活化ワクチン
- ・イノシシを定期的に検査し、順序を作って地域ごと情報を共有して取り組んでいく
- ・海外から持ち込まない仕組み作り。国の責任
- ・国は撲滅をどう考えているのか。衛生管理だけ生産者に押し付けている感がある
- ・初乳の意義。（生まれた親の乳を飲ませずに、他の親に里子に出して乳を飲ませても移行抗体はテイクしません）
- ・ロードマップを作成したなら、現在、清浄化ロードマップにどの程度沿っているのかを数字で。各県、地域、団体でのイノシシの駆除に対する独自対策（猟友会に対しての独自での積増金など）
- ・過去どのように撲滅したのか、それを現在に照らし合わせてどうしていくか
- ・野生イノシシの豚熱感染を撲滅しなければその先のロードマップが作成できない
- ・内容が分からないが業界全体で足並みを揃える必要があれば作成意義があると感じます。
- ・第一段階として、生産者及び生産者に近い有識者と国との協議を設けてその内容を周知させる
- ・各棟に入るたびの手指消毒と衣服交換と靴交換は現実的ではない（雨くつ交換はOK）→肥育（預託）事業者にも石灰の配布（市役所など）してほしい
- ・豚舎形態別のQ and A
- ・事例の紹介と危機管理

図17 豚熱の感染防止のための全頭殺処分に関する意見：全国グラフ/接種推奨地域・非接種地域比較数表



N=536

【接種推奨地域・非接種地域別数表】

	N=	全頭殺処分はやむを得ない	全頭殺処分を見直す	その他
接種推奨地域	394	24.6%	71.1%	4.3%
非接種地域	139	48.2%	48.2%	3.6%

【その他：具体的なご意見】

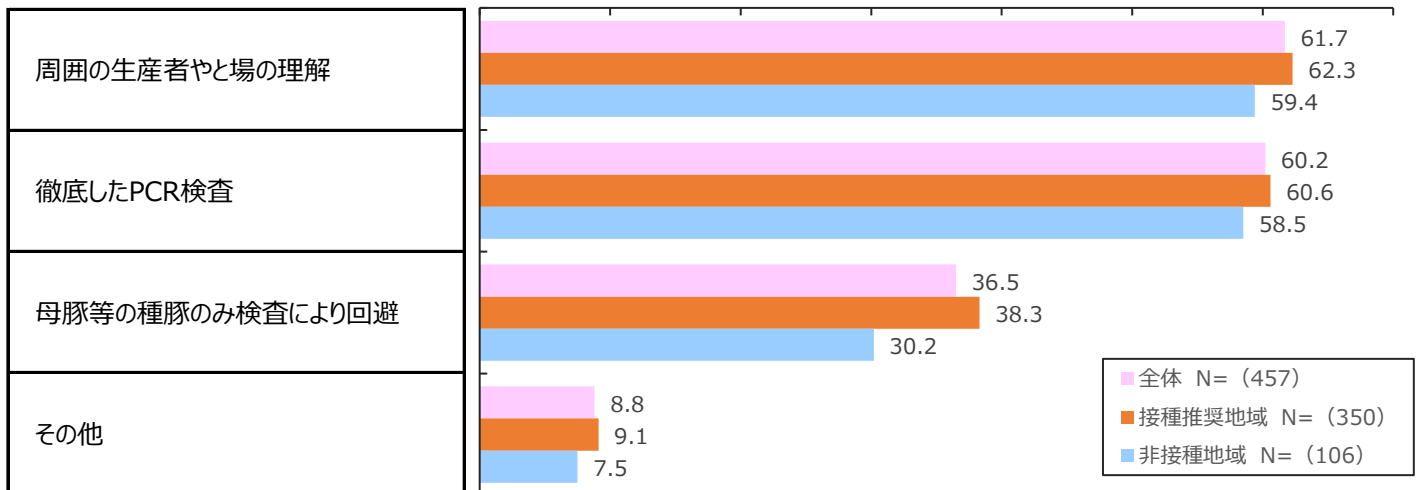
- ・発生していない畜舎は対象外
- ・豚は処分、イノシシは生かすのが理解できない
- ・拡散防止になるなら必要、ならないなら不要
- ・飼養衛生管理基準を徹底して、他豚舎への感染が否定されれば部分殺で良い

図18 豚熱発生農場で「全頭殺処分しない」場合の条件：全国（接種地域・非接種地域）グラフ

複数回答

【「全頭殺処分しない」場合の条件】

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70%



【その他：具体的なご意見】

- ・発生豚舎に限る 特に離乳舎 ワクチン接種で健康な豚は殺処分しない
- ・症状が出ている豚は殺処分を行い、移動制限を行い、豚及び環境からPCR陰性が確認された後出荷再開が良いと思います。
- ・ワクチン未接種ロッドでは殺処分も致し方ないと思うがワクチン接種しているなら経過観察のうえで死亡がないなら通常飼育方向へ
- ・何の為のワクチン接種なのか正直、解らない。豚熱が発生したら全殺処分ならば注射しなくても良い気がする

意見3 野生イノシシ等への豚熱感染対策等に関してご意見をお聞かせください。

【具体的な意見】

- ・捕獲の徹底と経口ワクチン（開発も含む）を十分量散布
- ・猪の頭数を少なくする 経口ワクチンエサを中止し自然感染で自然減少させる
- ・野生イノシシの行動を知り、農場内に近づけない事、まわりの整理
- ・イノシシに投与している不活化ワクチンは効果ありますか？イノシシの感染対策をなくさないと豚熱感染はなくなる。
- ・ウィルス陽性のイノシシがいる限り感染の危険度が増している。そのイノシシをいかに減らすか知恵を出し合っていくしかないと思う。ウィルスをまき散らしているわけでワクチンや衛生管理面だけではだめだ。
- ・養豚は自由に販売できないのに、ジビエは自由に食せるのはおかしい。保健所の先生等の検査を受けさせるべき。
- ・へい獣業者の管理をもっと厳しくして欲しい。ルートを農場にも周知させるように。
- ・養豚場に被害が出る前に早めにワクチンを供与すべきだ。廻りのイノシシが自然感染してからでは遅すぎると思われる

## 「感染拡大防止から豚熱撲滅に向けて」まとめ

### 図14：豚熱発生以降の取り組みで業務・経費等で負担と感ずる点

全体でトップが「野生動物対策」で67.3%、次いで「ワクチン接種」63%、「壁・柵の設置」54.8%と上位で全体の5割を超えている。野生動物対策とワクチン接種で負担を感じているようだ。

### 図15：豚熱の感染防止対策に関して

全体で「全て実施している」との回答は72.5%と7割を超えている。一方で「まだ実施すべきことがある」も27.5%いる。ワクチン接種推奨地域では「全て実施している」73.3%と非推奨地域の70.2%より高くなっている。

### 意見1：豚熱撲滅に向けて何をすべきか？（自由回答より）

農場の防疫対策（放牧の禁止・豚舎のウィンドレス化）など農場設備改善での予防策。ワクチンの回数接種や新型ワクチンの開発。野生のイノシシ対策などの意見が聞かれた。

### 図16：ビジョン「豚熱撲滅へのロード」の必要性

全体で「作成すべき」33.1%と3割強。「わからない」が59.8%と必要性がわからないという意見が6割を占める。「作成する必要はない」も7.1%いた。ワクチン推奨地域では「作成すべき」33.7%とやや高くなっている。

### 意見2：ビジョン「豚熱撲滅へのロード」で取り上げるべき事項（自由回答より）

野生イノシシ対策（駆除・陽性イノシシの撲滅）などの意見も多く聞かれ、この対策ができなければ撲滅は厳しいとの意見も。国が撲滅への指針を示して欲しい、生産者・国の足並みを揃えるなどの意見も聞かれた。

### 図17：豚熱の感染防止のための全頭殺処分に関して

全体で「全頭殺処分はやむを得ない」30.8%、「全頭殺処分を見直す」64.9%と全頭殺処分を見直すべきという意見が多い。特にワクチン接種推奨地域では「全頭殺処分を見直す」が71.1%と7割を超えている。

### 図18：豚熱発生農場で「全頭殺処分しない」場合の条件

全体で「周囲の生産者やと場の理解」が61.7%でトップ、次いで「徹底したPCR検査」60.2%が6割を超える意見。周囲の理解とPCR検査が条件として挙げられた。

### 意見3：豚熱発生農場で「全頭殺処分しない」場合の条件（自由回答より）

野生のイノシシ対策に関して多くの要望が聞かれた。（経口ワクチン、野生のイノシシを減らす対策など）



---

## 3.豚熱ワクチンに関して

---

豚熱ワクチン接種について

図19-1 豚熱ワクチンの各必要性について：（全国）グラフ

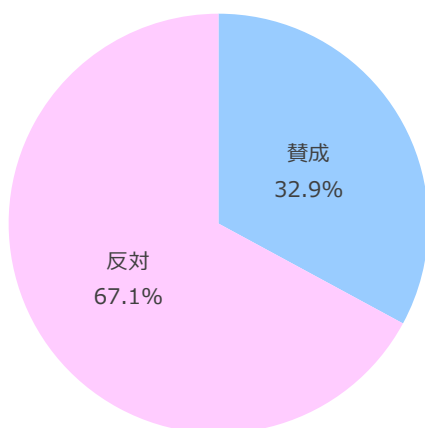
	N=	必要	必要ない	わからない・特に意見はない
豚熱ワクチン開発について	525	64.2	5.1	30.7
マーカーワクチンについて	466	45.9	7.1	47.0
ワクチン接種に関する調査	462	59.7	6.7	33.5

図19-2 豚熱ワクチンの各必要性について：（接種推奨地域・非接種地域比較）グラフ

接種推奨地域・非接種地域比較数表

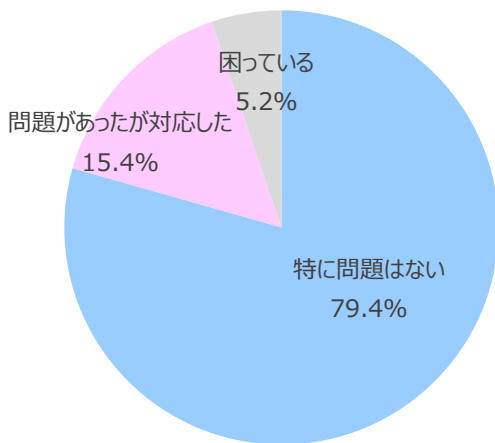
	ワクチン接種推奨/非接種	N=	必要	必要ない	わからない・特に意見はない
豚熱ワクチン開発について	接種推奨地域	384	65.6	5.2	29.2
	非接種地域	138	59.4	5.1	35.5
マーカーワクチンについて	接種推奨地域	342	47.7	8.2	44.2
	非接種地域	121	39.7	4.1	56.2
ワクチン接種に関する調査	接種推奨地域	341	61.3	7.9	30.8
	非接種地域	118	54.2	3.4	42.4

図20 【豚熱ワクチン開発が必要と回答】開発費用を一部生産者から拠出することの賛否：全国グラフ



N=334

図21 豚熱ワクチン接種推奨地域が区分されたことによる現在の種豚等流通状況：全国グラフ



N=501

【接種推奨地域・非接種地域別数表】

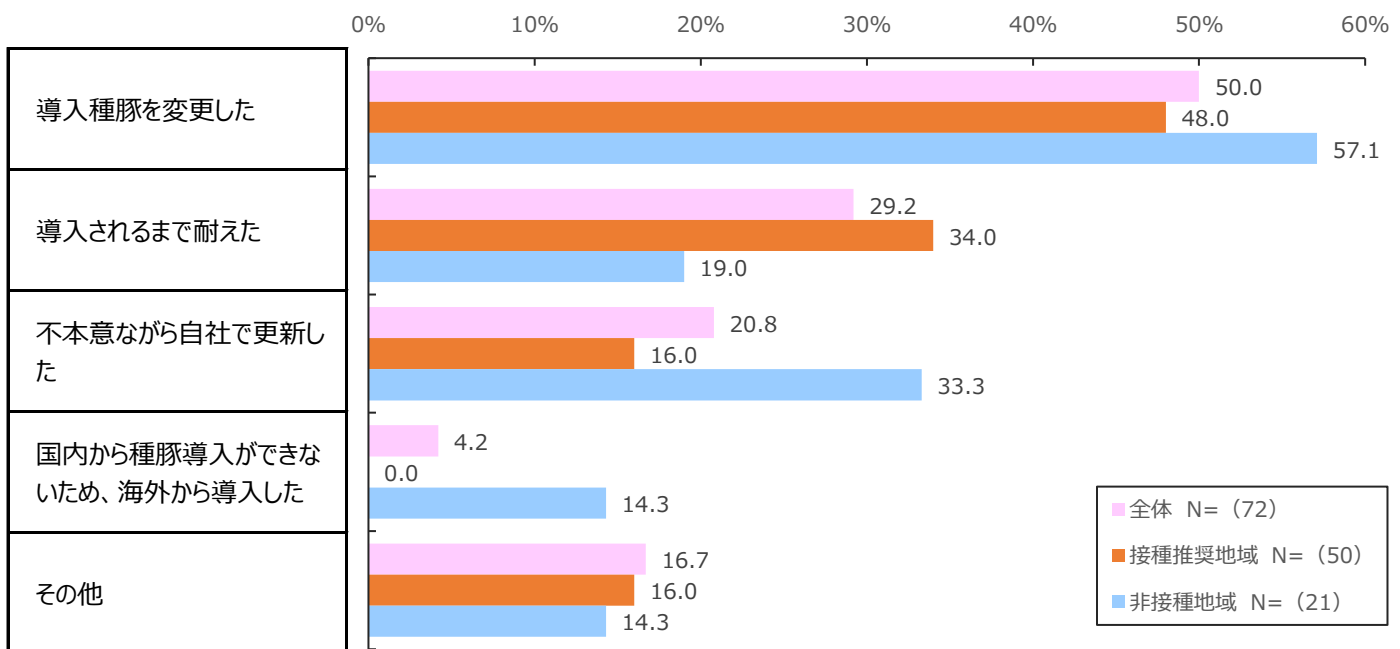
	N=	特に問題はない	問題があったが対応した	困っている
接種推奨地域	374	82.4%	14.7%	2.9%
非接種地域	124	71.0%	16.9%	12.1%

【困っている：具体的な理由】

- ・種豚販売頭数に無理がある
- ・主に北海道は本州より導入していたので選択できなくなった
- ・種豚の流通見直しで母豚が品薄
- ・種豚や精液が満足に供給を受けられない
- ・種豚販売先の限定による販売減少
- ・出荷豚全てに"V"マークを付けることは無意味、コスト増
- ・接種地域でも発生が続いており、公共性の高い本農場においては導入元が限られてくる。北海道、九州のみ。
- ・種豚場の存亡につながっている！GD,GGP,AIセンターの運営コストを押し上げている。種豚場の生産縮小やコスト上昇は導入原価上昇となり今後の不安材料。
- ・A I や雄豚、雌豚の導入がままならない

図22 【問題があったが対応した】対応状況：全国（接種地域・非接種地域）グラフ

複数回答

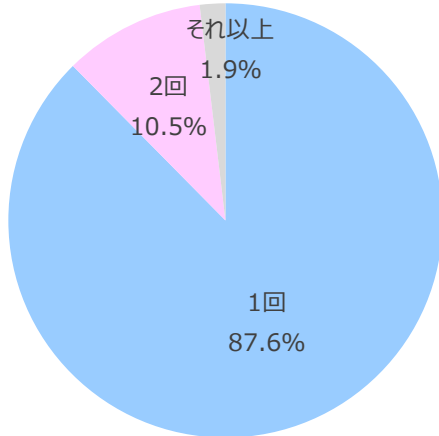


注) 全体の高い順にソートしています。

【その他：具体的な理由】

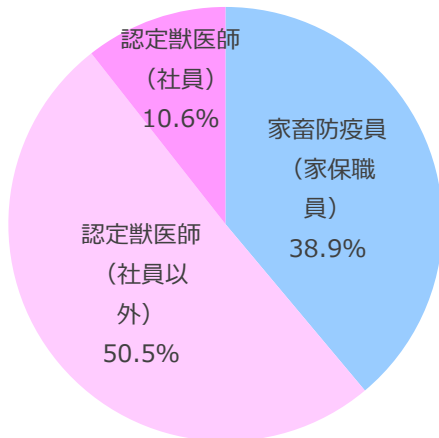
- ・一時的に導入頭数を減らした
- ・非接種地域へ種豚の避難
- ・精液導入を変更
- ・導入県の変更
- ・AI自社更新
- ・出荷方法の見直し

図23 【接種推奨地域】1頭当たりの豚熱ワクチン接種回数（農場内での割合が多い回数）：（全体）グラフ



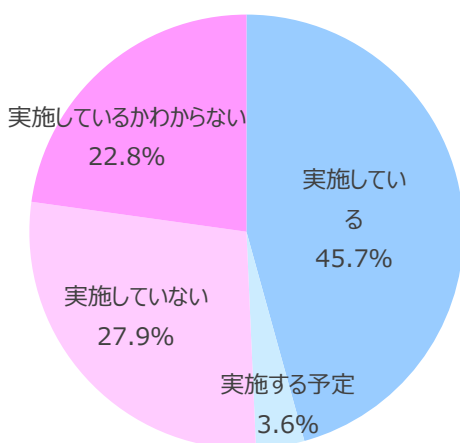
N=370

図24 【接種推奨地域】豚熱ワクチンを主に接種する人：（全体）グラフ



N=378

図25 【接種推奨地域】知事認定獣医師制度の実施有無：（全体）グラフ



N=337



図26 【接種推奨地域】自農場へのワクチン接種者の訪問間隔【現在の接種間隔】：（全体）グラフ  
 【接種推奨地域】自農場へのワクチン接種者の訪問間隔【希望の接種間隔】（全体）グラフ

	N=	週に複数回	週に1回	2週に1回	月1回	それ以上
現在の間隔	356	2.2	30.3	42.4	21.3	3.7
希望の間隔	311	3.2	40.5	31.8	20.3	4.2

(農場数) (%)

**意見4 【接種推奨地域】獣医師以外の農場従事者（飼養衛生管理者）が、講習や登録などの条件付きで豚熱ワクチン接種者の対象になった場合、新たな接種者として選択するか？  
 また接種体制の見直しについての意見**

**【「選択する」の具体的なお意見】**

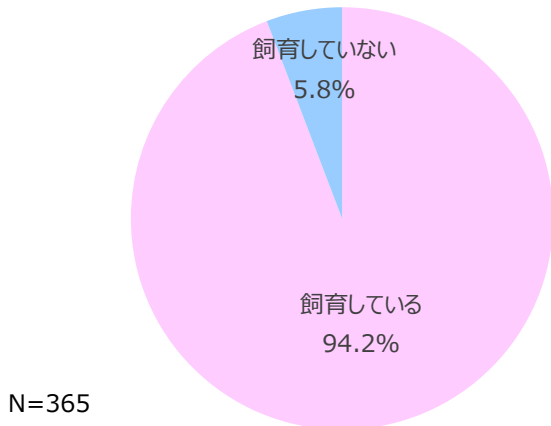
- ・選択します。現在の接種体制は機能不全しているので早急に改善すべき。行政の怠慢である。
- ・選択する。複数人体制を認めてほしい。
- ・選択する。現場の担当者の方が接種が早いし豚にストレスがかからない。
- ・適期接種するには農場従事者がやれるようになった方がよい。
- ・個々の農家個人で最良のタイミングで接種できるようにしてほしい
- ・農場従事者に希望する。接種日齢が決まっていく。
- ・獣医師以外も打てるようにすべき。外部から人を入れたくない。
- ・選択します。獣医師（家保）の防護に多少心配な面があるため
- ・選択する。その方がより細かい接種機会が得られることと経費削減に繋がるから。
- ・移行抗体消失が早まっている状況では管理獣医師、家畜保健所獣医では対応出来ない。早急に農場従事者が接種対応をすべきである。
- ・選択する。自社の管理者であれば接種時期もベストを模索できる。生産者にとっても防疫員や獣医師にとっても負担減につながる。
- ・母豚と離乳仔豚の関連ロット毎のPCR抗体値を検査する民間機関を増加させるべきです
- ・30日令の子豚を接種して子豚を移動したい
- ・外部の方をお願いすると、疾病の侵入リスク、接種作業の日時の融通のつけづらさ、接種作業手技の不安さ、コロナの心配などありますので、農場従業員が行えるようになることには賛成します。
- ・選択します。指示書対応のワクチンにすべき。現実をよく見てほしい。
- ・管理者の接種によりコスト削減
- ・ワクチン費用を抑制できるなら選択に入る可能性がある

**【「選択しない」の具体的なお意見】**

- ・選択しない。農場でしっかりとした管理ができない。
- ・家畜保健衛生所の指導も仰ぎたいので基本的に接種者になることを希望しない
- ・ワクチン接種時に農場巡回をしていただいているので、今の接種体制を継続する予定。
- ・自農場職員（知事認定獣医師）が接種しているので選択しない。

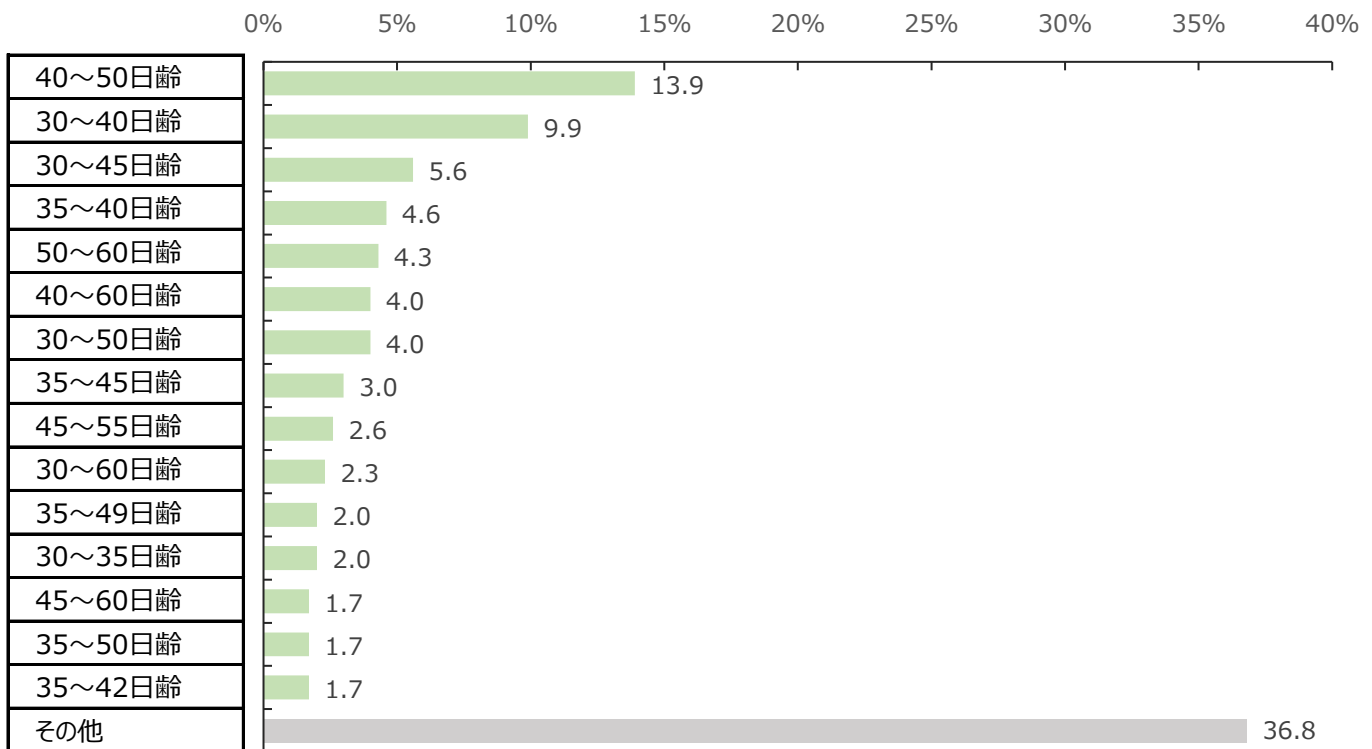
子豚への豚熱ワクチンの接種について

図27 【接種推奨地域】子豚飼育の有無：（全体）グラフ



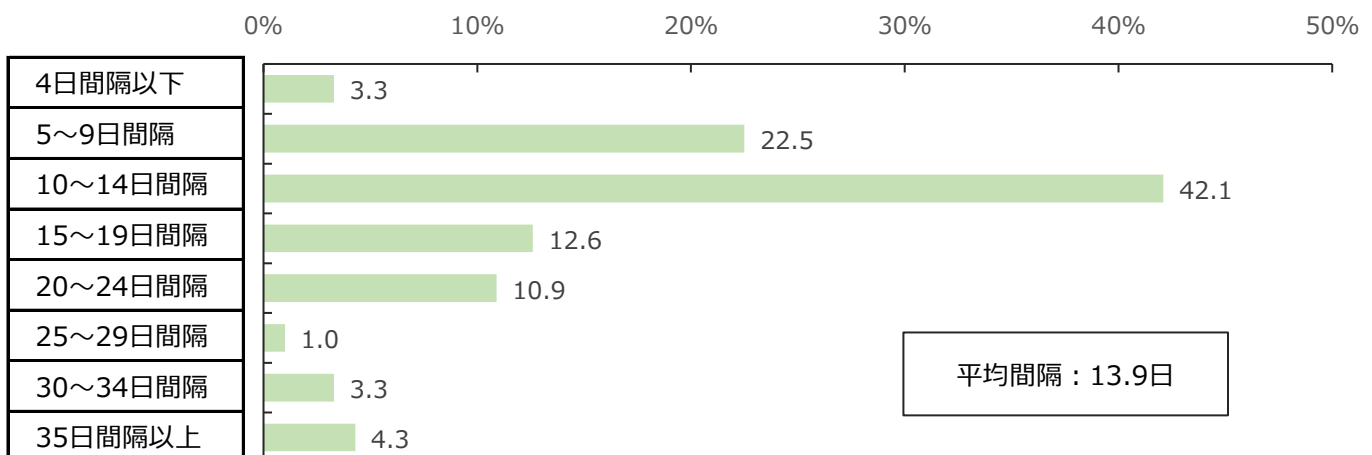
N=365

図28 【接種推奨地域】子豚へのワクチン接種の日齢：（全体）グラフ



N=302

図29 【接種推奨地域】子豚へのワクチン接種の接種最大日齢-最少日齢（差引日数）：（全体）グラフ



N=302

図30 【接種推奨地域】1頭当たりの都道府県からの補助金額：（全体）グラフ

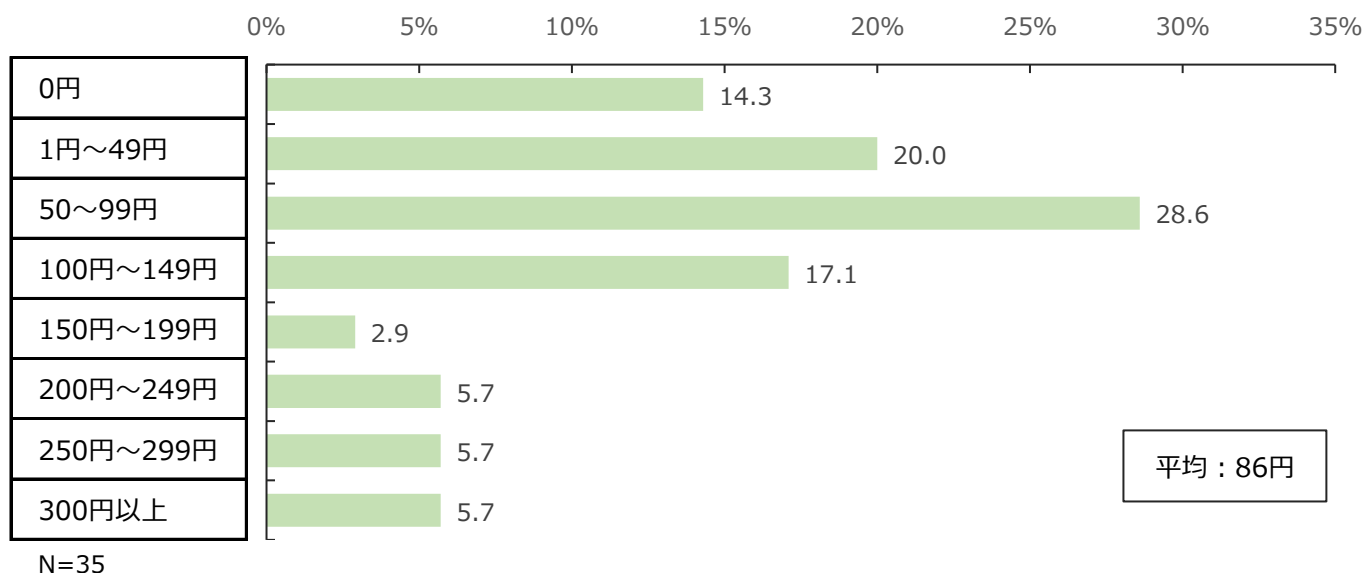


図31 【接種推奨地域】1頭当たりの市区町村からの補助金額：（全体）グラフ

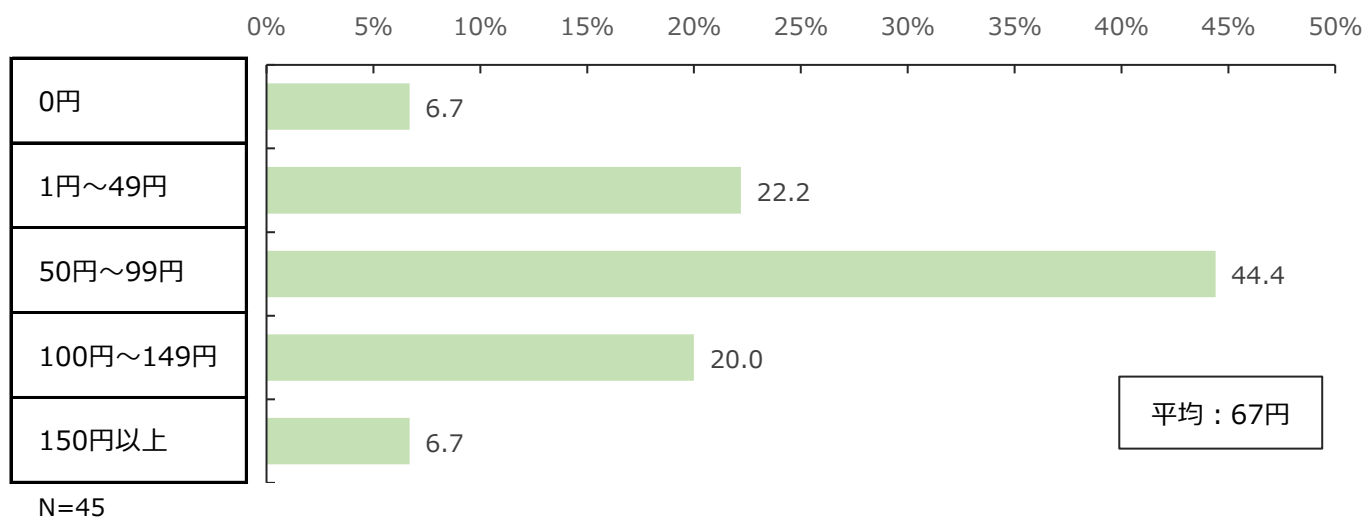


図32 【接種推奨地域】実質1頭当たりのワクチン接種費用：（全体）グラフ

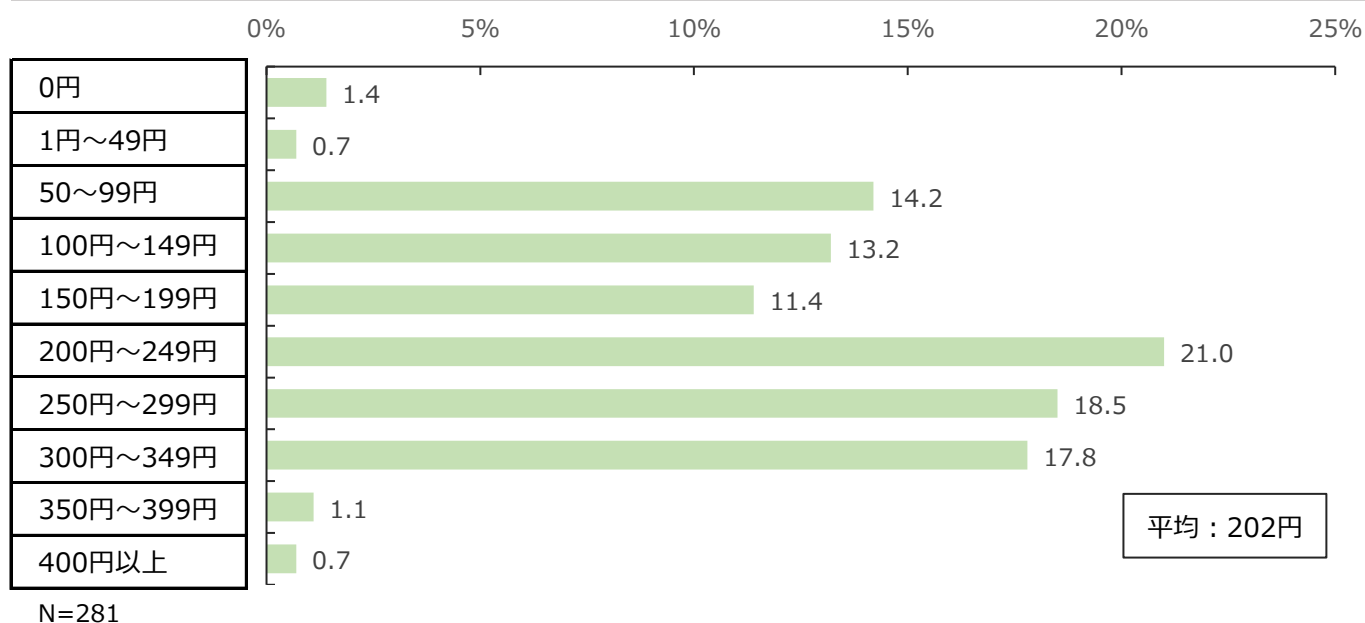
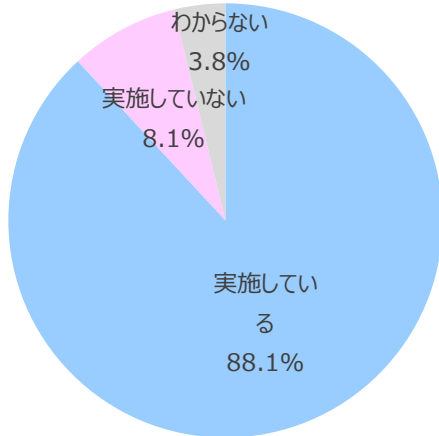
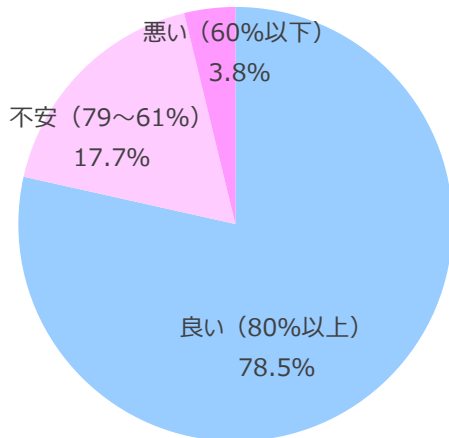


図33 【接種推奨地域】ワクチンの抗体検査実施状況：（全体）グラフ



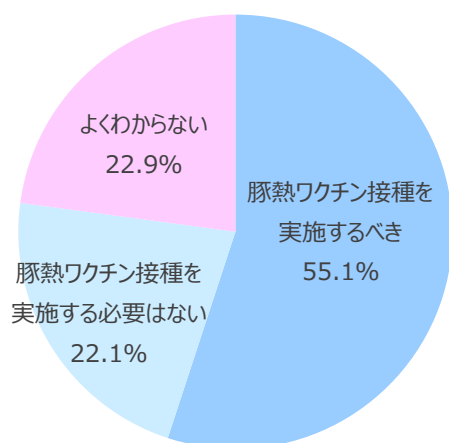
N=371

図34 【接種推奨地域】抗体検査実施している方の検査の結果(抗体保有率)：（全体）グラフ



N=316

図35 豚熱ワクチン非接種地域において、ワクチン接種について近い意見：（全体）グラフ



N=503

【接種推奨地域・非接種地域別数表】

	N=	豚熱ワクチン接種を実施すべき	豚熱ワクチン接種を実施する必要はない	よくわからない
接種推奨地域	369	67.8%	11.4%	20.9%
非接種地域	132	19.7%	52.3%	28.0%

## 意見5 野生イノシシ等への豚熱感染対策等に関するご意見

## 【具体的な意見】

- ・国産メーカーワクチンの早期化
- ・発生から4年も経っているのに拡大を防げていない。国がワクチン製造をやめた責任がある。
- ・EU、米国で承認されているメーカーワクチンを使うことはできないのか
- ・ELISAだけでなく中和も併用してほしい(県によって対応がまちまち)
- ・全農場実施になったら全頭でなく、母豚のみの接種が良い
- ・台湾のように完全に2回のワクチン接種をして撲滅をはかっていった方が良いと思います
- ・全頭殺処分を回避できるのであれば非接種地域であっても早めのワクチン接種はやってもいいと思う
- ・ワクチン接種後に豚熱が発生したとして全頭処分するのであればワクチンの意味が問われるのでは？
- ・豚熱ウィルスは昔と比べ変化している。変化に対応したワクチン開発を進めず農家に全頭殺処分等の負担を強いるのは納得できない。
- ・感染しても死亡率10%以下であれば殺処分の必要なし
- ・ワクチン接種の確実性が上がり100%防げないのであれば接種必要ないのでは？
- ・野外ウイルス侵入感染した場合速やかに全体に強制感染させ、PCR陰性を確認したうえで出荷再開する。
- ・富山県は知事認定獣医師制度が実施されていない ワクチン費用が高額になっており非常に困っている
- ・OIE基準に100%従う必要な時期ではない。まずは終息へのロードに向け全頭殺処分の変更と地区でのイノシシ生息数の大巾減少をワクチンメーカーの開発を同時並行に進む国内での展望が見えるまで80%→90%集団免疫化すべき
- ・ワクチン代全額を国・県に負担してほしい！！もともと打たなくて良かったのに今は打たされているのが現状
- ・北海道の為、万が一道内で発生した場合、全道一斉となると難しい。細分化、地域別の検討を。

## 「豚熱ワクチンについて」のまとめ-1

## 図19：豚熱ワクチン接種についての各必要性

「豚熱ワクチンの開発」：「必要」64.2%、「不要」5.1%、「わからない・特に意見はない」30.7%。6割以上が必要と回答

「メーカーワクチン」：「必要」45.9%、「不要」7.1%、「わからない・特に意見はない」47.0%。半数近くがわからない・意見なしと回答

「ワクチン接種に関する調査」：「必要」59.7%、「不要」6.7%、「わからない・特に意見はない」33.5%、約6割が必要と回答

## 図20：開発費用を一部生産者から拠出することの賛否（必要と回答者への質問）

「賛成」32.9%、「反対」67.1%と開発費用の一部負担へは圧倒的に反対の意見が多い。

## 図21：豚熱ワクチン接種推奨地域が区分されたことによる現在の種豚等流通状況

全体で「特に問題はない」79.4%、「問題があったが対応した」15.4%、「困っている」5.2%で8割が問題ないと回答

ワクチン非接種地域で「困っている」が12.1%と非接種地域の方が困っているという回答率が高い。

## 図22：【問題があったが対応した】対応状況

全体で「導入種豚を変更した」50.0%（接種推奨地域48%、非接種地域57.1%）、次いで「導入されるまで耐えた」29.2%（接種推奨地域34%、非接種地域19.9%、「不本意ながら自社で更新した」20.8%（接種推奨地域16%、非接種地域33.3%）。

非接種地域では導入種豚を6割弱が変更している。

## 図23：1頭当たりの豚熱ワクチン接種回数【接種推奨地域】

「1回」87.6%、「2回」10.5%、「それ以上」1.9%と圧倒的に1回が多い。

## 図24：豚熱ワクチンを主に接種する人【接種推奨地域】

「認定獣医師（社員以外）」50.5%、「家畜防疫員（家保職員）」38.9%、「認定獣医師（社員）」10.5%、

「社員以外の認定獣医師」での接種が5割強となっている。

## 図25：知事認定獣医師制度の実施有無【接種推奨地域】

「実施している」45.7%、「実施する予定」3.6%で予定まで入れると49.3%と半数程度が実施。

「実施していない」27.9%、「実施しているかわからない」も22.8%と高く、実施の周知は完璧ではないようだ。

## 「豚熱ワクチンについて」のまとめ-2

### 図26：自農場へのワクチン接種者の訪問間隔（現在と希望）【接種推奨地域】

現在の接種間隔は「2週に1回」42.4%、「週に1回」30.3%、「月1回」21.3%の順。

希望の接種間隔は「週1回」40.5%、「2週に1回」31.8%、「月1回」20.3%となっている。

接種間隔としては現在の2週に1回ではなく週1回の接種を望んでいると思われる。

### 意見4：獣医師以外の農場従事者が、講習や登録などの条件付きで豚熱ワクチン接種者の対象になった場合、新たな接種者として選択するか？また接種体制の見直しについての意見【接種推奨地域】

【選択する】：現状の体制に不満の声、接種者の間口を広げてより効率の良い接種を望む声が多数。

【選択しない】：農場内での管理が難しい、ワクチンの管理のハードルが高くて難しい、農場の負担になるなどの意見。

### 図27【接種推奨地域】子豚飼育の有無

子豚の飼育状況は、「飼育している」94.2%、「飼育していない」5.8%と殆どの農場で子豚を飼育している。

### 図28-29【接種推奨地域】子豚へのワクチン接種の日齢、子豚へのワクチン接種の接種最大日齢-最少日齢（差引日数）

子豚へのワクチン接種の日齢では、トップが「40～50日齢」13.9%、次いで「30～40日例」9.9%の順。

差引日数では「10～14日間隔」42.1%と一番多く、次いで「5～9日間隔」22.5%、「15～19日間隔」12.6%の順。

平均間隔は13.9日となっている。

### 図30-31【接種推奨地域】1頭当たりの都道府県・市区町村からの補助金額

都道府県からの補助金額：平均86円、市区町村からの補助金額：平均67円となっている。

### 図32【接種推奨地域】実質1頭当たりのワクチン接種費用

1頭辺りの接種費用はトップが「200円～249円」21.0%、次いで「250円～299円」18.5%、「300円～349円」17.8%が上位。

平均接種費用は202円となっている。

### 図33【接種推奨地域】ワクチンの抗体検査実施状況

抗体検査の実施状況は「実施している」88.1%と9割近くが実施。「実施していない」8.1%、「わからない」3.8%となっている。

### 図34【接種推奨地域】抗体検査実施している方の検査の結果(抗体保有率)

検査結果は「良い（80%以上）」が78.5%と8割近く、「不安（79～61%）」17.7%、「悪い（60%以下）」3.8%となっている。

### 図35 豚熱ワクチン非接種地域において、ワクチン接種について近い意見

全国では「豚熱ワクチン接種を実施すべき」55.1%、「豚熱ワクチン接種を実施する必要はない」22.1%、「よくわからない」22.9%。

接種推奨地域と非接種地域では大きく意見が分かれ、「豚熱ワクチン接種を実施すべき」が接種推奨地域で67.8%と7割近く。

非接種地域では19.7%と2割以下となっていて、非接種地域でのワクチン接種には消極的な意見。

### 意見5 野生イノシシ等への豚熱感染対策等に関するご意見

国産のワクチンを望む意見、ワクチン開発の遅れを指摘する意見、全頭殺処分への反対意見が聞かれた。

ワクチン接種の費用負担も農場にとっては大きな負担になっているという意見も。

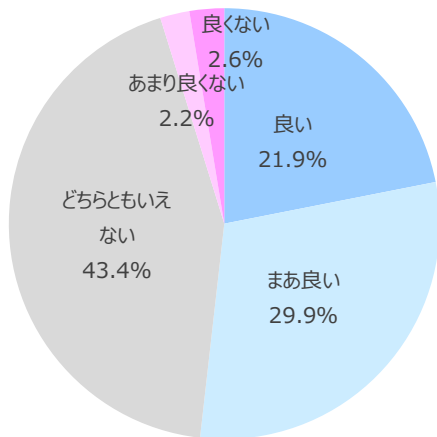
---

## 4.飼養衛生基準に関する調査に関して

---

飼養衛生基準に関する調査に関して

図36 本調査（アンケート）の実施についての評価：（全国）グラフ：接種推奨地域・非接種地域比較数表



【接種推奨地域・非接種地域別数表】

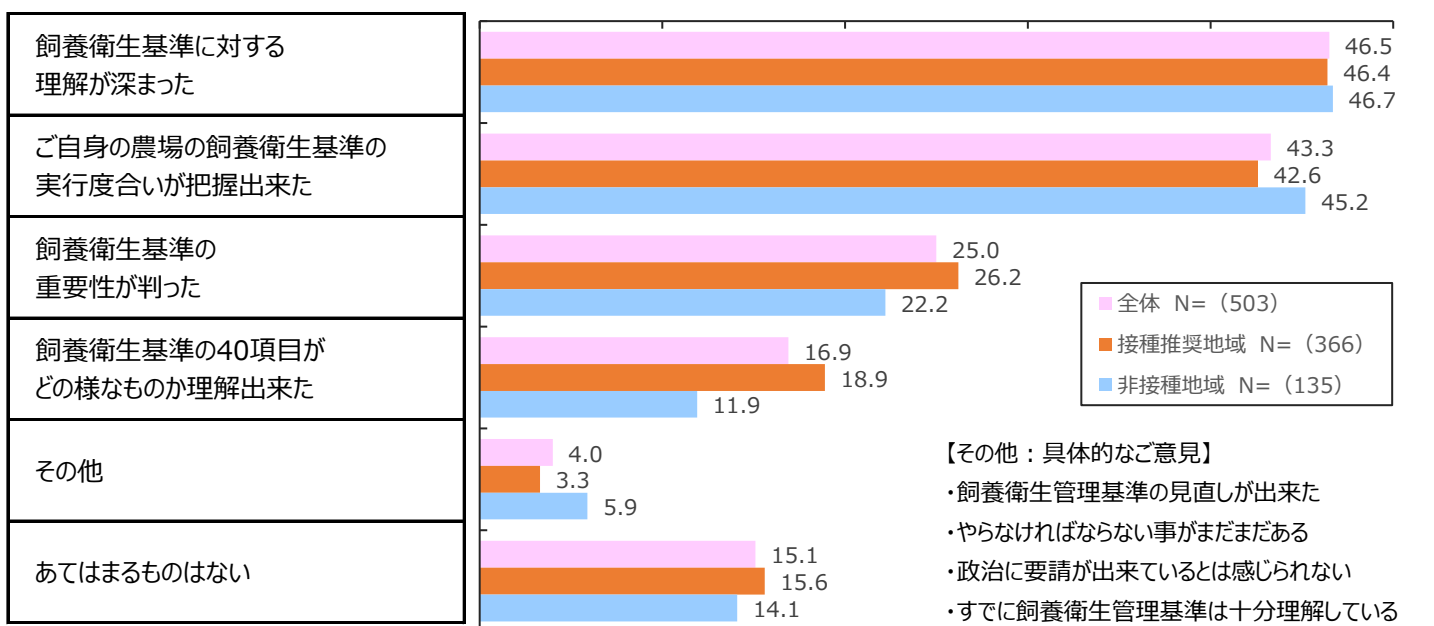
	N=	良い計	悪い計
全国	535	51.8%	4.8%
接種推奨地域	393	52.7%	5.1%
非接種地域	139	49.7%	4.4%

N=535

図37 本調査に対する評価ポイント：全国（接種地域・非接種地域）グラフ

複数回答

【本調査に関する評価ポイント】



注) 全体の高い順にソートしています。

図38 本調査への回答状況：全国（接種地域・非接種地域）グラフ

複数回答

【本調査への回答状況】

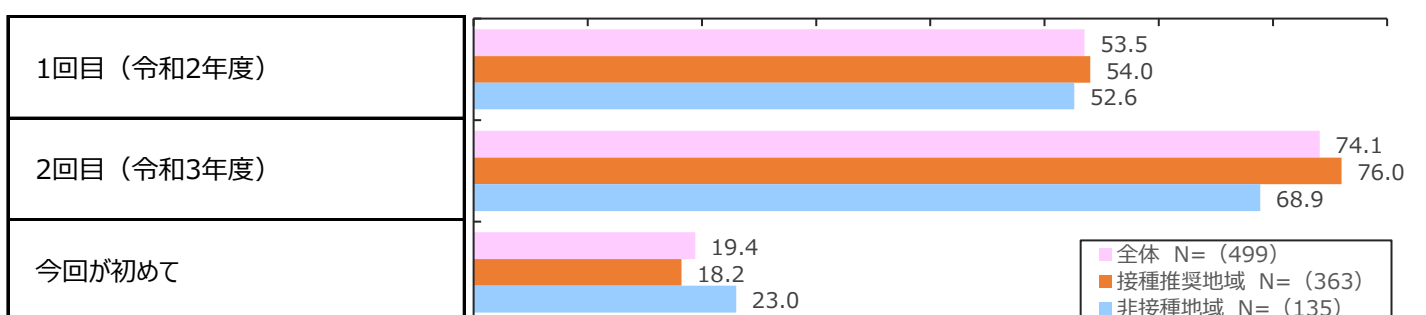
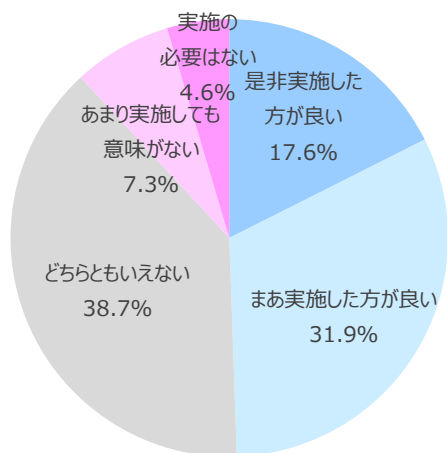




図39 本調査（アンケート）の今後の実施について：全国（接種地域・非接種地域）グラフ



N=524

【接種推奨地域・非接種地域別数表】

	N=	実施した方がよい計	実施する必要はない計
全国	524	49.5%	11.9%
接種推奨地域	386	50.2%	11.4%
非接種地域	136	47.8%	13.3%

意見6 本調査に関するご意見

【調査に肯定的なご意見】

- ・調査内容を国に上げてもらって行政に反映して欲しい
- ・現状把握はもっと基本的な項目のみにして生産者が今後どうすれば収束に向かうことを考えられる設問を増やして欲しい
- ・アンケート結果をどう活かすかが重要と考えます。たとえば、ワクチンへの考えが地域でどう違っているか、その対策をどうするか等が知りたい。
- ・様々な意見があり、立場違う中でオピニオンリーダーが何が本当に大切なかを検討して実行してもらいたい。
- ・全国の農家農場の意見を吸い上げ、政府に対し要望できるものであればよい
- ・家畜保健衛生所と情報共有するべき

【調査に否定的なご意見】

- ・このアンケートで各農家は改善できているのか、わからない
- ・生産者にどの様に活用され、その評価は？全く不明である。エサ高騰に対する抜本的(直接的)な対策は講じられているのか？
- ・アンケートは必要ないと思う。家畜保健所に定期的に巡回してもらっているので疾病等管理状況を把握してもらっている。
- ・本音は補助金やお金を借りるために実施している感じ。CSFが入った時に減額されないために。他の病気等も減らないし。

飼養衛生基準に関する調査に関して

図36～37：本調査実施に関しての評価

本調査実施に関して「良い計」は51.8%と半数以上が評価している。特にワクチン接種推奨地域では52.7%と高くなっている。  
 本調査の実施ポイントでは「飼養衛生基準に対する理解が深まった」が46.5%とトップ。  
 次いで「ご自身の農場の飼養衛生基準の実行度合いが把握出来た」43.3%と本調査によって飼養衛生基準への理解・把握が高まっている。

図38：本調査協力回数

今回の回答農場は「1回目（令和2年度）」53.5%、「2回目（令和3年度）」は74.1%と7割以上。  
 今回初めての回答農場も19.4%と2割近くいた。

図39：今後の同様の調査の実施意向

今後の実施意向は「実施した方がよい計」49.5%と約半数。ワクチン接種推奨地域では50.2%とやや高くなっている。  
 「実施する必要はない計」は11.9%と1割強いる。

意見6：本調査に関する意見

本調査の結果を国に上げて行政に反映して欲しい、家畜保健衛生所と内容を共有して欲しいなど、調査結果の活用方法に関する意見、本調査の結果がどの様に生産者に活用されているかなどを明確化して欲しいという意見が聞かれた。

飼養衛生管理徹底等による養豚産業基盤強化事業  
(日本中央競馬会 特別振興資金助成事業)

令和5年3月発行

発行所：一般社団法人 日本養豚協会 (JPPA)

〒151-0053 東京都渋谷区代々木 2-27-15 高栄ビル2階

TEL : 03-3370-5473

FAX : 03-3370-7937

E-Mail : [info@pig.lin.gr.jp](mailto:info@pig.lin.gr.jp)